

○議事日程（令和３年３月18日第２日）

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 諸般の報告

日程第３ 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 吉 田 太 郎

○出 席 議 員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
5 番	岩 永 義 仁	6 番	長 澤 龍 夫
7 番	大 橋 三 男	8 番	吉 田 太 郎
9 番	早 崎 百合子	10番	野 村 永 一
11番	田 中 敏 弘	12番	松 永 民 夫
13番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	大 橋 孝	副 町 長	川 地 憲 元
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長 兼 企 画 政 策 課 長	松 岡 弘 泰
総務部総務課長	中 島 恵 美	総務部税務課長	藤 田 勝 彦
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高 橋 正 人	住 民 福 祉 部 住 民 人 権 課 長 心 得	尾 前 眞 理
住 民 福 祉 部 子 ど も 課 長	近 藤 真由美	住 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長	問 山 剛
産業建設部長兼 建設課長	大 倉 修	特命事項推進監兼 産 業 建 設 部 農 林 振 興 課 長	川 口 智 也
副特命事項推進監兼 産業建設部企業誘致・ 商工観光課長	竹 中 修	産 業 建 設 部 水 道 課 長	近 藤 晴 彦
会計課課長補佐	若 山 実 穂	教育委員会事務局長兼 教育総務課長兼 スポーツ振興課長	西 川 敏 明

教 育 委 員 会
生 涯 学 習 課 長

小 里 克 昌

消 防 長

廣 澤 幸 雄

消 防 総 務 課 長

大 倉 巧

予 防 課 長

坂 口 貴

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

西 脇 直 樹

議 会 事 務 局 書 記

稲 川 諭 実 彦

(開議時間 午前 9 時30分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

令和3年第1回養老町議会定例会を開催に当たり、議員並びに執行部の各位には御多用のところ御出席賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員御起立をお願いします。傍聴者の皆様も御一緒をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(吉田太郎君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

本日、定例会2日目は、車椅子利用の方及び随行の1名に限り、議場内の議会傍聴を制限付許可いたしました。

ただいまから令和3年第1回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をします。

養老町議会会議規則第127条の規定によって、3番 小寺光信君、4番 北倉義博君を指名します。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第2、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第3、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第1項の規定に基づき、議員1人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、7名の議員から質問の通告がありましたので、順次発言を許可いたします。

最初に、5番 岩永義仁君。

○5番(岩永義仁君) 議長より指名をいただきました。養老の未来をつくる岩永義仁です。

今回は、3つの項目について質問をさせていただきます。

まず1つ目、希望のヒカリ事業について行います。

昨年12月25日の午後6時30分から15分間の間、養老町内の飯ノ木から鷺巣周辺で打ち上げられた花火について質問を行います。

昨年9月定例会の会議録を確認しますと、本事業の説明では、建設部長から、新型コロナウイルス感染症対策事業として1,750万円を計上した。コロナで各種イベントが中止となり、経済をはじめとして町内の活気が失われている。町民の活力や癒やし、また悪疫退散とコロナの終息を願い、養老公園開園140年に合わせて芝生広場を見下ろす農地で実施す

る、このように説明がありました。町民や企業から寄附を募ることも同時に説明されています。議案は所管の産業建設委員会に付託されて審査されましたので、委員会の会議録も確認しました。委員会では1点、総予算1,750万円のうち500万円を寄附で集め、残る1,250万円が町の持ち出しである旨の質疑が確認できます。

なお、本議案はその後の本会議最終日に、委員長から可決すべきものとして報告を受け、全員賛成で可決されています。

これを踏まえて、以下で質問を行います。

まず、本事業は中国・武漢を発端とする新型コロナウイルス感染症対策事業とのことでしたが、実施した結果の評価をどのようにされたかお答えください。感染症対策事業として適切であったかです。

2点目、寄附の方法として、民間の協力でクラウドファンディングが利用されました。一般的にクラウドファンディングとは、何かをしたい人が、その目的と内容をプレゼンし、寄附の目標額を設定した上で寄附を集めるというものです。この寄附の特徴的なものとして、目標額に達しない場合はクラウドファンディングは不成立として、なかったものになります。

養老町の場合は目標額115万円で募集を行い、64人から30万9,000円の寄附応募がありました。達成率26%で不成立です。ただし、このクラウドファンディングはオールイン方式という珍しい形式が取られており、不成立の場合でも事業は実施され、見返りをするということになっていました。本事業は、クラウドファンディングという公の場で、僅か26%しか達成できないという評価をされました。これに対する見解を求めます。

3点目、クラウドファンディングの失敗で、予定していた額より多くの寄附を町民や企業から募る必要が生じました。寄附者を広報で紹介していましたが、寄附総額をお知らせください。

4点目、今回の定例会にもクラウドファンディングのサイト利用料が計上されていましたが、最終的な一般財源からの支出が幾らになるのかお答えください。

最後に5点目、告知方法についてお聞きします。

本事業は、実施当日の夕方の広報無線が流れるまで、何ら町民へは告知がありませんでした。当日は暗くなる頃まで強い風雨でした。この夕方の告知すら聞こえなかった町民が多くいました。突然の爆発音に驚いて外に出たら、花火が上がっていたというような話も聞きました。ちなみに、私が知ったのは2日前で、「他市町の職員から養老町で花火を上げるらしいねと言われたけど、本当」との町民の方からの問合せがきっかけでした。不思議ですよ。他市町の職員は知っていて、養老町の住民は知らなかったわけです。告知の方法は適切であったのか、見解を求めます。

以上5点について答弁を求めます。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） ただいまの岩永議員の御質問に対しまして、個別の事業でございますので私のほうから答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、コロナウイルス感染症対策として適切な事業であったかという御質問でございますが、岩永議員がおっしゃられましたように、当事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により様々なイベントが中止となり、花火大会においても全国的に中止となっていたこと、また外出の自粛、休業要請、3密を避ける行動などにより経済活動が低迷し、社会情勢が悪循環となっていました。このようなことから、住民の皆様の活力低下や心身に与える悪影響などが懸念されていました。

そこで、これらを少しでも癒やし、和らげ、活力を取り戻していただけるようにとの思いで花火を打ち上げたものです。

また、花火のルーツは悪疫退散祈願や鎮魂とも言われており、養老の夜空を希望のヒカリで飾り、この養老の地を明るく照らすことを目的としておりました。

花火を観覧していただけた町民の多くの方から大変好評をいただいておりますので、事業として一定程度の評価をいただいたと考えております。

次に2点目、クラウドファンディングの目標額に対する達成率に対する見解はという御質問でございますが、寄附金につきましては様々な方法で集めることを考え、事業内容から一般的な方式であるオールイン方式でのクラウドファンディング及び個人の方や事業者からの一般寄附を合わせ、500万円として予算計上させていただいていました。

クラウドファンディングでのイベントなどの一過性のものへの支援に係る成功率は、平均40%程度とのことです。これに対し、コロナ禍という厳しい状況ではありましたが、クラウドファンディング及び一般分を合わせ、600万円を超える多くの寄附を頂きましたことは大変ありがたく、感謝しているところでございます。

次に、3点目の御質問でございますが、多くの町内企業から募った寄附はということでございますが、当初から寄附の方法としてクラウドファンディング及び一般寄附と併せ募らせていただきましたが、一般寄附の寄附額としましては、町内商工事業者及び団体、個人による70件程度の御寄附を頂き、計578万円となりました。

次に、最終的な一般財源からの支出はということでございますが、総事業費1,749万6,270円から、先ほどのクラウドファンディング及び一般寄附の合計608万9,000円を差し引きまして、1,140万7,270円となる予定でございます。

最後、5点目でございますが、告知方法についてでございます。

こちらにつきましては、コロナ禍にあり、3密対策が叫ばれている中でございましたので、クラウドファンディング及び一般の寄附者のみ日時、場所など内容をお伝えさせていただきました。

また、打ち上げ場所近傍にお住まいの方や区長及び耕作者には丁寧な事前説明を行い、御理解をいただいております。

またさらに、打ち上げ1時間半前の午後6時に、無線広報にて町内全域に周知をさせていただいたところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 再質問を行います。

コロナ感染症対策事業は全国の自治体で実施されています。そんな中で、予算の使い方が適切ではないんじゃないかと批判された自治体の事業がメディアで取り上げられたりもしました。

養老町の花火はどうでしょうか。クラウドファンディングの達成率が26%しかなかったということは、世間にこの事業が適切ではないと判断されたと言えるのではないのでしょうか。

コロナ関連でのクラウドファンディングはたくさんあり、実際に内容が評価されて寄附が集まったことで実施された事業が、全国には幾つもの事例があります。

お聞きします。

コロナ感染症対策として実施する事業のために企業に寄附をお願いする、結果として企業に経済的な負担を強いる行為は、コロナ対策事業としては正反対の行為ではないかと考えます。公募型寄附のクラウドファンディングはともかく、役場職員が企業に寄附のお願いに回ったという今回の手法は、本当に適切でしたか。ふだん役場との付き合いがある企業は断りづらいですね。再度見解を求めます。

次に、総予算から寄附相当分を差し引いた約1,200万円ほどが町の持ち出しとなりました。議案の説明によると、コロナ感染症対策事業とのことですので、この事業にかかった費用は国からの対策事業補助金で戻ってくるという認識で合っていますか。お答えください。

次に、告知方法についてです。

3密を避けるため、住民には当日のぎりぎりまで知らせなかったとの説明です。事前に告知があり、周知できていれば、当日予定を合わせて花火を見ることができたという町民も多かったはずですが。3密を避けるため、自宅からお楽しみくださいと添えるだけです。養老町の住民は配慮した行動をしてくれたはずですが。もっと自分の町の住民を信頼してください。この事業は、コロナの自粛等で疲れた住民を癒やすのが目的だったんですよね。

希望のヒカリ事業について調査を行い、内容を確認しました。計画書を見ると、手筒花火やヒカリの舞等、ステージイベントが実施されたことが見受けられます。1,200万円の持ち出し、町の予算を使って寄附をした一部の人のためだけのイベントが実施され

た。これは自治体がやることでしょうか。全ての町民が公平に恩恵を享受できるのが、この手のイベントのセオリーじゃないんでしょうか。お金を支払った人にだけフルスペックで見せるイベントなんて、ただのショービジネスで営利行為じゃないですか。告知方法と併せて見解を求めます。

以上の3点について答弁をお願いします。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、自席で答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） ただいまの再質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、コロナ対策事業として正反対ではないかという御質問でございますが、コロナ禍で大変厳しい中ではありましたが、事業の趣旨に御賛同いただき、多くの方から寄附を頂いたことは大変ありがたく、感謝しているところでございます。

2点目でございますが、国の臨時交付金が充当されるのかという御質問につきまして、新型コロナウイルス感染症対策事業に関しましては、臨時交付金実施計画に記載し、交付申請書とともに国へ提出をしております。交付金が有効活用できるよう努めてまいりたいと思います。

最後3点目でございますが、寄附者向けのイベント的志向で、町民向けのイベントではなかったのではないかという御質問でございますが、今回のイベントは題目のとおり、養老町に希望のヒカ리를照らすことをメインとしておりました。町民の皆様にはサプライズで希望のヒカ리를観覧いただき、また併せて御寄附いただきました方には、養老公園から濃尾平野の夜景と併せ、希望のヒカ리를観覧していただくものとして実施させていただきました。

開催直後からソーシャルメディアなどで「秘密の花火大会が最高だった、最高のクリスマスプレゼントをありがとう」「本当にきれいでした。今まで見た花火できれいとは思ったことあるけど、感動して泣いたのは初めてでした。ありがとうございました」

「花火とてもすばらしく感動しました。こんなに近くで見たのは初めて。最近の花火の進化にびっくり。92歳の義父も大喜び。本当に感謝しかありません」など投稿の9割強の方から好意的な御意見をいただいております。このように、多くの町民の方には希望を感じ取っていただけたことと考えております。

また、告知方法につきましては、コロナ禍で当事業を計画した最もベターな方法と考え実施しましたが、今回の課題を踏まえ、今後のイベントに対応してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 3回目の質疑を行います。

なかなか自己評価の高いイベントであったというふうに感じました。

議員になって10年、今さらこんなことを言うのはとても残念な話なんです、町の大事な予算を使うに当たって、その効果、目的、手法が精査されているとは思えないんです。役所のシステムとして、課長が数年で替わっていきますが、これは当然引継ぎがあり、継続性を持つものなはずですが、さすが、いつもここで同じような話ばかりしています。

事業を行うに当たっては、ちゃんと内容を精査していただきたい。まして今回のこの花火は、議案説明の段階とは随分内容というか、予算措置等シークレットで進めるといったような、重要な部分の説明が欠落していました。これでは議案を付託された委員会でも深い議論、審議ができません。今回の花火は、課長がおっしゃるように内容自体はとてもすばらしいものだったと思っております。しかし、それをしても余りあるほどの問題を強く感じました。終わってしまった事業で後悔ばかりが残りますが、今後こういうことが起きることのないよう、執行部でもしっかりとチェック体制を築くことを強く指摘し、次の質問に移ります。

投票率の向上に向けてを質問いたします。

今年1月には、岐阜県知事選挙が行われました。このときの県全体の投票率は36.36%でした。養老町は33.55%で、前回に続き平均を下回りました。全42市町村中、下から13番目となっています。近隣の市を除く町で比較しても、下から2番目という低さです。

養老町の投票率は、県知事選挙に限らず、あらゆる選挙において同様の傾向が見られます。過去にも投票率に関する一般質問を行ったことがありますが、随分時間が経過し、人口や環境にも変化が起きていることから、改めて質問と提案を行いたいと思います。

まず1点目は、低迷する我が町の投票率に対し、町として、また選挙管理委員会として投票率向上に向けた対策はあるか。

2点目、養老町では、選挙に行き投票した人に対して、求めがあれば日付の入った投票済証を発行しています。これについては形式等、法令に特に定めはありません。実はこれ、岐阜県のように全自治体で発行しているという地域のほうが少ないんです。打てる手の少ない投票率の向上策としてはすばらしい取組です。これをさらに発展し、独自で工夫を凝らしたオリジナル投票済証を発行している自治体があります。こちらは可児市ですかね、武将をモデルにしています。同じく可児市の少し前の、令和元年の選挙のときですね。御嵩町。大府市かな、北九州。大阪の箕面ですかね、こういう感じで各市町オリジナルで凝ったものをつくっているところがあります。

こういったまちに確認したところ、評判は上々のようで、このオリジナル投票済証をもらうのが楽しみで選挙に行くという人が増えたとのこと。投票率への反映は確認が難しいですが、少なくとも選挙へ行く楽しみが生じています。法的な定めがなく、自

由に発行可能なものです。ぜひ養老町でもオリジナル投票済証の発行を行いましょう。提案について見解を求めます。

3点目、これはもう選挙への意識の高い自治体では一般的になりつつありますが、商業施設等への投票所の設置です。買物等のお出かけのついでに選挙、どの地点からどう考えても投票率向上につながります。いかがでしょうか。

4点目、選挙に行って選ぶ人が分からないでは話になりません。選挙公報の発行についての考えをお聞きしたいです。

ちなみに、3年ほど前でしたか、議会改革特別委員会で提案し、議会内で協議を行いましたが、残念ながらこのときは反対多数で発行しないことになりました。しかし、町民目線で考えれば、行政側から発行の提案があってもよいのではないのでしょうか。

以上の4点について答弁を求めます。

○議長（吉田太郎君） 松岡総務部長、自席で答弁。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

御質問にお答えさせていただく前に、最初に一言お断りを申し上げさせていただきたいと思います。

本来、御質問の回答につきましては、養老町選挙管理委員会の委員長がお答えをされるべき内容と考えておりますが、議員からの一般質問通告書によりますと、町長への回答を求められておるようでございますので、一般論的な事項として、また実務的な内容が含まれておりますので、町の選挙管理委員会の書記長であります私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

最初の投票率向上に向けた策につきましてでございますが、当町の投票率向上に向けた取組ということでございますが、選挙管理委員会では期日前投票期間及び投票日当日の広報車による啓発活動に加え、防災行政無線の放送を適宜流しております。また、県知事選挙におきましては、今回のコロナ禍において実施には至りませんでした。従来ですと毎回、町内2か所の大型ショッピングセンターにおいて、選挙管理委員会による街頭啓発を行っております。

また、今回の県知事選挙から期日前投票における期日前投票システムを導入したことによりまして、入場券の様式を変更いたしまして、投票の在り方を全面的に見直しを図ったことから、1人当たりの投票時間が短縮されまして、事務の効率化と投票率の向上が図れたものと考えております。

投票率の向上を図るため、商業施設等での期日前投票所の設置や選挙啓発動画の作成等、様々な策を講じている自治体がございますので、今後はそうした取組事例を参考にしながら、問題や課題について町の選挙管理委員会で十分に議論を重ねてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

2 点目、オリジナル投票済証の発行につきましてでございますが、オリジナル投票済証の発行につきましては、議員おっしゃられるとおりに公職選挙法に規定がないことから、発行の判断自体は町の選挙管理委員会に委ねられております。

自治体によりましては、投票済証明書にイベントのPRの記載をしたり、投票済証明書をポストカード型にしてコレクションできるような工夫を凝らすといった自治体があるほか、投票済証明書を活用して店舗の割引などのサービスの提供を行っている自治体もあると聞いております。原則、選挙啓発活動と営利活動は分けて行うべきであり、そのようなサービスはあまり好ましいものではないと考えております。

当町におきましては、現状発行しております投票済証明書は記載内容に不足はないものと考えております。しかしながら、投票済証明書の記載内容により投票率の向上につながるものがあれば、今後町の選挙管理委員会で議論を重ね、研究をしてみたいと存じております。

3 点目、商業施設への臨時投票所の開設につきましては、期日前投票所を商業施設等に開設することにつきましては、買物のついでに投票できるといった手軽さなど、有権者の利便性を考慮することは投票率の向上につながるといったメリットがございます。しかしながら、本庁以外の庁舎外の施設に期日前投票所を開設するとしますと、その庁舎外の回線の連携や、二重投票を防止するためのシステムの構築等が必要になりますし、効果的な場所の選定や人員及びスペース確保の観点などからクリアすべき検討事項が多くありますので、現状として困難であると考えております。

続きまして4 点目、選挙公報の発行につきましてでございます。

選挙公報の発行につきましては、今年執行されました岐阜県知事選挙を例に取りますと、岐阜県選挙管理委員会の主導により、選挙の期日2 日前までに配布することとされておりました。岐阜県知事選挙は選挙期間が16 日間と長いため、配布の期日までに猶予がございましたが、町長選挙及び町議会議員選挙となりますと、選挙期日が告示日から5 日間と大変短く、限られた短期間で原稿入稿から印刷し、さらに町内の選挙公報配布対象世帯数は約9,000 世帯にまで及ぶこととなるため、全戸へ速やかに配布する手段を検討する必要があるなど、クリアしないといけない課題が多数あるものと認識しております。

選挙公報については、事前に発行しておくことができるものではありませんし、かつ広報発行までに至るスケジュールが非常にタイトでございますので、実施するには条例の制定も必要となつてまいりますので、議員の皆様のご意見を伺った上で、様々な課題解決について議論してみたいと考えております。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 5 番 岩永義仁君。

○5 番（岩永義仁君） 再質問を行います。

オリジナル投票済証については、少し前向きに検討していただける旨の答弁があったことをよい評価をします。

商業施設への投票所設置は、実際に県内でもやっている自治体はあります。また、平成27年の一般質問で同様の提案を行っています。ここまでの間、あまり検討されていなかったような答弁には少しがっかりさせられました。少なくとも実施している自治体に確認して、どうやって取り組んでいるのか、養老町でもできないかと研究するところまではやってください。まして、この情報化が進められている時代に、回線云々を理由にするのはどうかと思います。

次に、選挙公報についてです。

これも前回とほぼ変わっていないような答弁です。近隣の垂井町や関ヶ原町では、同じ町ですので選挙期間は養老町と同じ5日間、ちゃんと選挙公報を発行しています。これについてもどうやって発行しているか研究し、養老町での実施に向けて準備をしていただきたいです。どうしても配布が間に合わないというのなら、閲覧者は限られますが、役場はもちろん自治会館や図書館といった公共施設へ設置したり、町のホームページ上で見られるようにするという方法もあります。知りたいときに知りたい情報を提供することが大切なんです。あとは、やろうとするかしないかだけです。いいかげん投票率の低迷する町を脱却して、民意が数字でも示されるまちを目指していただきたいと思います。見解を求めます。

○議長（吉田太郎君） 松岡総務部長、答弁。

○総務部長兼企画政策課長（松岡弘泰君） ただいまの再質問に回答させていただきたいと思います。

議員おっしゃられますように、投票率を向上させるということは、非常に大切な重要な問題ではあると考えております。ですので、当町の現状を踏まえまして、対応できる策につきまして、町の選挙管理委員会の中で今後も議論してまいりたいというふうに存じます。よろしくお願いします。

〔5番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 一般的に、選挙の投票率が低ければ現職が有利になると言われております。翻って言えば、現職の我々は投票率の低い町であり続けるほうが有利ということになります。でも、それでは民主主義国家の自治体として、議員としてはいけませんよね。私は、決して養老町民が政治に関心がないから投票に行かないわけじゃないと考えています。選挙に行くまでの動機やきっかけがないだけなんです。だったら、そのきっかけを自治体が考えて仕掛ければいいだけなんです。それが以前から提案している商業施設での投票や、今回提案したオリジナル投票済証です。アイデアを募れば、アイデアを出し合えば、もっと魅力的な仕掛けがあるやかもしれません。ただ漫然としてい

るだけでは駄目なんです。今回は一部実施に向けて前向きな答弁もありましたので、しっかりと結果に結びつけるよう申し添え、この質問を終わります。

議長、大変僭越なんですけれども、急激におなかの調子が悪いので、ちょっと一旦止めてもらって5分ほど抜けさせてもらっていいですか。私の時間を使ってもらっていいんで。

○議長（吉田太郎君） それでは、暫時休憩とします。再開は10時10分からということでお願いします。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時08分 再開）

○議長（吉田太郎君） それでは、再開いたします。

5番 岩永義仁君。

○5番（岩永義仁君） 先ほどは失礼いたしました。体調管理の不備をおわびいたします。それでは、3つ目の質問に入ります。

町民プールについて。

3月号の広報にて、一時休館がお知らせされた町民プールです。この知らせを聞いたのは、つい先日の議会全員協議会においてでした。昨年秋頃から協議されてきたとのことですが、議会には何ら報告がありませんでした。

まずは、一時休館に至った経緯をお答えください。

次に、一時休館とのことですので、再開時期のめどについてお知らせください。

議会初日の令和3年度予算が上程された際の総括質疑を聞いていると、事実上の完全閉館とも取れるような答弁がなされました。この辺りも併せてお答えください。

3点目、プールという陸上とは違う特殊な環境を備える施設の利用者は、例えば歩行困難な方のリハビリや運動では大きなアドバンテージを持っています。これらの利用者の他施設への案内について、町はどのように考えていますか。

4点目、町長は町民プールに関して、一貫してほかには代え難い重要な健康増進施設であると説明してきました。平成23年に屋根材が崩落し、修繕の是非が問われた際も、また平成25年に修繕が終わり再開する際にも、町民の健康増進に対して必要な施設であると語り続けてきました。この重要な健康増進施設を代替補完するシステムについてどう考えるか、見解を求めます。

以上の4点について答弁を求めます。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） ただいまの岩永議員の御質問につきましては、実務的な内容が含まれておりますので、私のほうから回答させていただきます。

まず1点目、一時休館の経緯でございます。

平成30年3月に策定いたしました第2次養老町行政経営改革プランでは、基本方針の計画的な財政経営の中で公共施設の管理運営の見直しに取り組み、実施項目として町民プールの適正な管理運営の検討を平成30年度から始めており、令和元年度からは特命事項推進チームの中で、今後の管理運営方法の検討を行ってまいりました。令和2年11月に町民プール施設方針を取りまとめ、無作為抽出による1,000人の方を対象に町民アンケートを、12月にはパブリックコメントを実施し、その結果等が令和3年1月にまとめられました。

また、教育委員会といたしましては、令和元年度の総合教育会議で町民プールの在り方について検討、令和2年度には教育委員会の定例会で町民プールの管理運営上の問題点について共通理解し、10月に開催をいたしました総合教育会議では、老朽化する学校プールの代替として町民プールの活用を提案し、新年度では、当初プール利用を夏場のみとする予算要求としておりました。

その後、令和3年2月に養老町行財政改革推進審議会が開催されまして、2月19日に示された答申は次のとおりでございます。

1. 町民プール（屋内プール、会議室、エアロビクススタジオ及びアスレチックジム等）は廃止とする。ただし、屋内プール以外の施設については、他の類似施設への統合・廃止を含めた有効な利用方法を検討すること。

2. 町民プールについては、維持管理に多額の費用を要することから、直ちに必要な事務手続や検討に取り組み、町民への周知を行うこと。

この答申を踏まえまして、今後その在り方を検討し、見直すため、屋内プールにつきましては5月から、その他の施設につきましては7月から一時休館する運びとなりましたが、審議会の答申から正式発表までの期間が非常に厳しい状況であったことから、議会への報告も急となってしまいました。

2点目、再開時期でございます。

町民プールの機能を維持するために必要な熱源設備や大型の空調設備、ろ過設備などの老朽化によりまして、このまま運営を続けることは困難な状況となっていることから一時休館とするものでございます。やむを得ずの判断でございます。答申では、屋内プールは廃止、プール以外の施設は他の施設と統廃合とされております。利用者の声やアンケートの結果、答申の趣旨を踏まえて慎重に検討してまいりたいと存じます。

3点目、利用者の他施設への案内についてでございますが、プールにつきましては温水プールのある海津市の市民プールや民間の施設、トレーニングジム等につきましては町の総合体育館のトレーニング室の御案内を考えております。

利用者の方とは既に何人か御相談や面談をお受けしております。利用者のニーズをお伺いしながら、丁寧に相談等対応してまいりたいと存じます。

4点目、町民の健康増進施設としての代替補完システムについてでございます。

現在町民プールで行われておりますヨガやエアロビクスにつきましては、町の総合体育館などで開催できるように検討をしているところでございます。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 5 番 岩永義仁君。

○5 番（岩永義仁君） 再質問を行います。

広報に記事が掲載されてから今日まで、利用者から様々な声が届いています。特に町内に代替施設がないプールの利用者からは、今後どこに行けばいいのか困ったという声が多く聞こえてきます。

答弁で大体の経緯が把握できましたので、以下について順次再質問を行います。

まずは、今回休館のきっかけとなった熱源の更新についてお聞きします。

屋根の大修繕の時点でも、熱源更新への準備が必要と語られていました。平成25年の再開から今日まで、どんな準備がされてきた上での更新断念だったのか、基金等具体的なものがあればお知らせください。

次に、再開時期について現時点では未定のようなのですが、それでは今後どのような条件が整えば町民プールの営業を再開するのか、その基準についてお答えください。

3 点目、ジムは総合体育館で代替補完する、致し方ない判断かもしれません。スタジオ等についてもですね。しかし、やはり問題はプールです。近隣市町には海津市が運営するプールや、民間運営のスポーツ施設にプールがあります。ジムやプール利用者の他施設への引継ぎは、丁寧に確実に対応していただきたいと思います。

そこで、例えば他市町のプールを利用される場合、利用に当たって養老町の施設と価格差があるようであれば、現在の継続利用者に対して、当初である年度内だけでもいいので、激変緩和措置として差額を補助するといった考えはありませんか。

4 点目、今回の休館を決めるに当たって、アンケートを参考にしたと説明がありました。しかし、このアンケート回答者のうち、一度でも利用したことがある人は半分ほどいるのですが、現在でも継続して利用しているという人は全体の 5 % だけです。それ以外の 95 % の回答者が現在施設を利用していない人なんです。こういう回答をもって休館の参考にするというのは、いささか違和感を覚えます。幸い休館までにはまだ日数が残っています。ジム、エアロビ等スタジオ、プール、それぞれの利用者へのアンケートの実施を求めます。

5 点目、町民プールはまだ起債の償還が済んでいません。令和15年度まで10年以上の起債が残っている施設です。車でいうなら、ローンが残っているのに廃車にするというような状況と同じです。このような施設を休眠させておくのは本当にもったいないです。当面熱源の更新が無理だというのなら、先ほどの説明でも少しありましたが、教育委員会が提案していただいたと聞いていますが、夏期用の屋内プールとして利用する考えについてはないか、お聞きしたいと思います。紫外線や日焼けを気にされる方にとって

は、屋内プールはまた違った価値を持つはずです。宣伝方法で利用者を増やすことも可能です。何より熱源が不要で、夏期のみ利用であれば、コストは最小限に抑えることができるはず。いかがでしょうか。

以上の5点への答弁を求めます。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、1点目の熱源設備の状況についての部分だけお答えをさせていただきますと存じます。

平成23年度に町民プールの大規模改修基本計画設計業務の委託をしておりましたが、その経過報告の中で、町民プールの屋根の大規模改修工事を実施し、屋根等が改修されれば設備機器の状態は良好ということでございましたので、今日までは定期的なメンテナンスや小規模の改修工事等で対応してまいりました。

平成29年度に町民プールの各種設備等の総点検を実施しましたところ、空調熱源機器の更新が早急に必要ということで、平成30年度に6か年計画によりまず熱源設備、空調設備、ろ過設備、給排水衛生設備等の更新計画として3億6,105万円の総事業費の計画を策定いたしました。しかし、厳しい財政状況の中、改修工事に着手することができておりません。また、基金についてもございません。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君、自席で答弁。

○教育長（森島恵照君） 2点目から5点目までについてお答えします。

2点目、施設再開における基準、条件についてでございますが、先ほどのお答えとも重複しますが、町民プールの在り方を検討し、見直すための一時休館ということでございまして、実施されたアンケートの結果や利用者の声、町行財政改革推進審議会の答申の趣旨を踏まえて、基準も含めて慎重に検討してまいりたいと思います。

3点目の、現在施設利用者が他の施設を利用される場合の市使用料の補助についてですが、その場合の使用料の補助は現在考えておりません。

4点目、施設利用に関する利用者の方のアンケートについてですが、町民プールの一時休館を公表して以降、教育委員会へは利用者の方々から直接御意見をいただく機会がございます。また、利用者有志の方からは、スポーツマックス・養老施設の存続についての嘆願の提案があり、3月16日から施設内で実施し、御意見を頂いております。利用者の方のそのようなお声も伺うことができます。利用者アンケートの予定は現在ございません。

夏期プールの利用についてです。

夏期プール（7月8月）の利用については、私たちのほうも提案させていただいたので、試算等もしました。

収入は約960万円で、そうじゃないときの収入3,800万円から激減します。熱源設備を利用しなくても、その他設備の維持管理、点検等委託料、事務事業委託料及びその他の経費として約6,990万円の支出経費が見込まれます。6,000万円ほどの赤字となるため、夏期期間のみのプール利用は難しいと考えました。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 5 番 岩永義仁君。

○5 番（岩永義仁君） 3 回目、最後の質疑を行います。

こうして赤字事業を切り捨てていくという手法は、最終的に住民サービスができない町になっていくということです。

次にターゲットになるのはオンデマンドバスでしょうか。今回も公共交通の基幹であるバス路線の一部が廃止されるという話がありました。こばとこども園の廃園も決まっていて、関連する条例変更の議案もありました。このままいくと、次は各地区自治会館の廃止でしょうか。そういえば、やたらと自助・共助を強調する自治町民会議をプッシュしていますね。

行政は、こうして町民への行政サービスを切り捨てていくのでしょうか。暗い未来しか見えません。お金がないからと赤字事業を切り捨てていく割には、1 つ目の質問で取り上げた花火のように、たった15分間で1,750万円を使うというようなことはやるんです。現在、期間を延長しているオンライン肉まつりには、2,200万円の予算を使われています。これは次回の一般質問で取り上げますが、こういったちぐはぐな対応に違和感を感じるんです。事業を精査する過程、議論の過程が見えないんです。

これも一般質問で過去にやりましたが、予算編成の過程をガラス張りにして見える化しませんかと。町長はそのとき、やると言いましたよ。しかし、結果は今回のプールの休館のように、ぎりぎりになってからの報告です。全て絵空事、その場しのぎの都合のいいことを答えているだけなんです。

話がそれましたので戻します。

町民プールの施設継続について、先ほど少し説明がありましたが、町民の方が運動を始めたという情報を得たので見てきました。その様子ですね。

このように、施設の継続を求める嘆願書へ多くの方が署名をしていました。昨日の夕方話です。先ほどの答弁では、この嘆願書の活動があるから利用者アンケートをやらないというような話でしたが、全く逆の話ですよ。これだけ反響のある話なんですから、ちゃんと町が取りまとめる利用者アンケートを行う必要があるんです。住民の声から逃げないでいただきたい。再度答弁を求めます。

プール施設の再開について、いまいち答弁では分かりにくいので確認したいと思います。

ジム、エアロビやヨガスタジオ、プール、この主な3つの施設機能について、それぞ

れの再開意思、可能性があるのかお答えいただきたいと思います。これは施設の廃止を提案した特命チームでないと答えられないので、特命チームの責任者である特命事項推進監に答弁を求めたいと思います。

これで今回の一般質問は最後になりますが、住民福祉の向上とは一体何なのか、いま一度考え直していただきたい。何もなくなった町に人は住み続けられません。このことを申し述べて今回の私の質問を終わりますが、最後に、これまでプール施設に関して健康増進施設としての必要性を強く述べてきた町長に、その方針が大きく変わったことに対する総合的な答弁を求めたいと思います。以上です。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 特命監に御指名をいただいておりますけれども、重要な決定でございますので、私のほうから回答をさせていただきたいと思います。

まず、屋内プールを廃止するかどうかという最終結論ということでございますが、まだその結論が出ているわけではございませんけれども、町の行財政改革審議会の答申というのは大変重いものがあるというふうに思っております。町の財政状況や町民の皆様へのニーズを踏まえての議論をしていただき、その結果が出たということでございます。尊重しないわけにはいかないというふうに考えております。よほどのことがない限り、廃止に向かうというふうに考えておるところでございます。

それから、近隣にも珍しいリハビリのあるプールでございます。屋根の改修をしたときにも申し上げたと思いますけれども、そういった貴重な体育施設があるということは、養老町民にとっても大変好ましいということでございますが、何しろ水回りのある施設というのは大変お金がかかるということでございます。毎年、帳簿上だけでも6,000万、いろんな経費を含めると毎年1億円ずつのほぼ赤字と言っていいと思います、普通の民間企業なら。そういった施設を持ち続けるということが本当に町のためになるのかどうかということを、もう一度きちっと考えてみようという期間でもあるというふうには思っておりますけれども、やはり過剰な設備というのは持つべきではないというふうには思っております。

それから今、公共施設の維持管理についての見直しをして、廃止すべきところ、それから継続すべきところというのを、また引き続き特命のほうで来年度もやらせようというふうに考えておりますけれども、今おっしゃったように、住民サービスの低下というふうなことになるように、代替施設のあるものはそこへ統合をしていく、そして必要なものはしっかり守っていく、そういった姿勢は何ら変わっているわけではございません。以上です。

○議長（吉田太郎君） 以上で、5番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

次に、4番 北倉義博君。

○4番（北倉義博君） 議長に発言の許可を得ましたので、通告に基づき1つの項目で質

問いたします。

養老町立食肉事業センターについてであります。

まず最初に、資料を御覧ください。

これは、2017年度以降のふるさと納税額及びその返礼品における食肉事業関連の占める割合を表したものです。御覧のとおり、ふるさと納税額は2017年度以降ずっと1億1,000万、2億3,000万、5億4,000万、そして今年度は1月末時点で9億6,000万と飛躍的に伸びています。これは養老改元1300年祭の成功以降、2つのインターチェンジの供用開始、またその後のネクスト100プロジェクト事業などの効果で、我が町の知名度が向上した結果だと思えます。これについては、関係諸君の戦略、努力を高く評価するところであります。

次に、資料の下段の返礼品について御覧ください。

御覧いただくと分かりますが、食肉関連の占める割合は毎年90%以上と抜き出ています。このことから、食肉事業は我が町にとって重要な産業の一つであると考えます。

しかしながら、現在の食肉事業センターは昭和55年の開設から既に40年が経過し、施設及び機械の老朽化が進んでいます。また、H A C C Pに基づく衛生管理への対応のため、以前と比べ支出予算が増え、年々食肉事業センター特別会計予算の歳入では、一般会計からの繰入金割合が増加しつつあります。令和3年度予算案では、繰入金は9,160万円で、前年度予算額に対し66.5%増と非常に大きな金額になっています。

ここで1点目として、この金額は施設運営上必要であることは理解できるが、今後毎年これだけの金額を出し続けないと施設運営ができないのか、答弁を求めます。

次に、新食肉基幹市場の建設の話が出てから既に10年以上を経過していると思われます。また、建設地が養老町内と決まってからでも、かなりの月日が流れております。豚熱による養豚農家の減少、また新型コロナウイルスによる会議の制限など、いろいろな影響はあるとは考えられますが、現在の食肉事業センターも維持管理経費が膨大になっているため、早期の建設が求められます。新年度には町内に食肉基幹市場建設推進室も設置され、今まで以上に建設に向かうスピードは上げられるとは思いますが、2点目として、これまでの県食肉基幹市場建設促進協議会の動きと、町の用地選定の経過及び今後の予定についての答弁を求めます。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、私のほうから御答弁を申し上げたいというふうに思っております。

2点についてございました。

まず1点目について、今後増加が見込まれるけれども、今後の見通しということでございます。

一般会計から食肉事業センターへの繰入金につきましては、5年前の平成27年度の決

算では4,580万円で、食肉事業センター特別会計の総予算に占める割合が30%、令和元年度の決算では6,113万6,000円で45%、令和2年度の現計予算では6,170万9,000円で47%と、繰入金の支出も、その占める割合も年々増加をしております。この増加し続ける要因の一つは、施設や機械の老朽化による修繕費の増加でございます。機械の更新については、必要なときにその都度更新してまいりましたが、大型の設備は平成元年に牛がライン化、平成13年に豚がライン化して以来、更新していないのがほとんどで、修繕を繰り返し使用しているのが現状でございます。

また、新食肉基幹市場建設の話もありますので、耐用年数が長期になる浄化槽等については更新をしておりません。

新年度予算においても大幅な予算の増額となった原因は、ボイラーと浄化槽に附属する脱水機の更新を行うものでございます。ボイラーにおきましては、附属する機器や内部の部品の交換等で延命をしておりましたが、今回継続使用はできないくらい大きな破損が生じたため、部品交換で補えず、本体ごと交換することといたしました。浄化槽の脱水機につきましても、修繕ができなくなり、交換するものでございます。

しかしながら、先ほども申したとおり、新食肉基幹市場建設の話もございます。どこかで繰入金の上限の判断をせざるを得ません。建物自体の工事や冷蔵庫などの大型設備の更新については、現在のところを行う考えはございません。

繰入金の増加するもう一つの要因は、使用料の減少によるところですが、平成30年度に発生した豚熱による豚の取扱数の減少分は、昨年末に新規の農場の豚が入ってきたことにより徐々に戻りつつあるところです。また、新型コロナウイルス感染症拡大による食肉需要の減少も回復傾向にありますので、年々微減の状態ではありますが、例年どおりに戻っていくと推測をいたしております。

いずれにしても、議員のお話のとおり多額のふるさと納税を受けるための根幹をなす施設でございます。施設の運営も簡単に止めることもできませんので、まずは新市場の建設が一日も早くできるよう、最大限の努力をしつつ、現施設についても適正に維持管理をしていく所存でございます。

2点目の新市場に向けての現在の状況ということでございます。

岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会は、老朽化した美濃地域の3つの食肉処理施設について、統廃合による整備を目指し、平成21年5月20日に設立をされました。以来、幾度の協議を重ね、平成30年5月には事業主体が株式会社岐阜県畜産公社決定するなど進捗していましたが、同年9月に国内で26年ぶりに感染が確認された豚熱により、県内の屠畜場を利用する岐阜・愛知の養豚農家を中心に感染が拡大したため、3つの屠畜場では豚の屠畜頭数が大幅に減少するダメージを受けました。加えて、令和3年6月から本施行となるHACCPに沿った衛生管理に適應するため、各屠畜場では改修工事等の対応が必要となりました。

このような状況の中、平成30年に関市より突然、関市食肉事業センターを中濃ミート事業協同組合に譲渡する申出がございました。促進協議会としては、それまでの2市1町の枠組みが崩れることから、会の継続すら難しいのではないかと意見もあったため、1年後に関市の正式回答を求めることといたしました。このため、この1年間の協議はほとんど進展をいたしておりません。

1年が経過した令和元年11月に、関市長名で促進協議会長宛てに公文書で、関市食肉センターを譲渡することを正式に決定した通知がされました。また、同年12月には、岐阜県畜産公社が事業主体を撤回することを決めました。

養老町としては、このままでは促進協議会の協議が進まないため、岐阜市や県に出向き、当初の枠組みのとおり屠畜場の再編が行われるよう要請を行いました。

令和2年3月に開かれた促進協議会の役員会では、県知事や屠畜場を持つ3市町の首長も参加の上、県内の屠畜場はいずれも老朽化が著しいため、統合による新設が必要との認識が再確認され、協議は再開されていくところでしたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、会議が開かれなかったこともあり、予定より進捗は遅れております。

しかし、協議会においては、次年度コンソーシアム——いわゆる行政、事業主体、利用者等で組織する団体でございますが——を立ち上げ、国の補助金を受けながら施設整備計画等を立てていく予定でございます。目下の課題は、施設の規模と建設費用の分担であると思われるので、施設整備部会や市町村部会などの専門部会の中で、持続可能な施設規模の調査や県内市町村の負担への理解の醸成を進めていくこととしております。

このような状況下においても、養老町では協議会の進捗に関わらず、建設計画がいつ本格化してもいいような対応を進めております。具体的な内容といたしまして、建設候補地の選定については、数あった候補地の中から立地や交通の便、造成に係る費用、周りに与える影響など総合的に検討を行い、絞り込みをかけ、有力候補地を選定いたしました。有力候補地の数や場所については、他所に与える影響が多くありますので、公表についてはしばし控えさせていただきたいと存じます。

建設地がどこになるにせよ、土地取得費や造成費は多額になりますので、その費用の捻出方法について起債の条件の確認や土地の取得方法について、県と相談をしながら進めております。また、多額の造成費をかけるため、新施設が町に与える経済波及効果を算定し、議会や町民の理解を得られるよう進めてまいります。

新年度から食肉基幹市場建設推進室も設置いたしますので、促進協議会や県など関連団体と連携し、また町議会の意見もお伺いしながら、早期建設に向けて取り組んでいく所存でございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 4番 北倉義博君。

○4番（北倉義博君） 詳細に答弁をいただきました。

特に2点目の食肉基幹市場の早期建設に向けては、まだまだ様々な課題があると感じました。この案件は、行政と議会がタッグを組んで取り組むべき問題と考え、今後一議員として、また議会として何ができるのかをしっかりと検討することを表明し、質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、4番 北倉義博君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時55分からいたします。

（午前10時47分 休憩）

（午前10時56分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

次に、11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 議長の発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして3項目について質問をいたします。

まず最初の質問ですが、ふるさと応援基金活用でございます。

ふるさと納税は、応援したい地域を選んで寄附する制度でございまして、2008年に始まりました。全国のふるさと納税は2017年度は約3,653億円、2018年度は約5,127億円、2019年度は約4,875億円と、その年は法改正がございまして減少したわけですが、さらに2020年度は約6,000億円と、大手のポータルサイトは予想いたしております。

要因としては、新型コロナウイルス感染拡大で人々が外出を控え、自宅で過ごす時間が増えたことがプラスに作用したとしております。また、別のサイトでは、コロナ禍前から雨の日は利用が増える傾向にあったと。ふるさと納税はオンライン上で寄附を申し込むことができ、返礼品は自宅に送られてくることでインターネット通販と同じ感覚で使う人も多く、令和2年4月の金額は、前年同月比で約80%伸びたと分析をしております。養老町は焼肉の町としてPRされ、2月18日から3月3日まで、ミートビートカーニバル46を開催され、大好評であったと伺っておりますし、国の新型コロナ緊急事態宣言、これが岐阜県は2月末で解除されたため、現在時間を延長して開催されており、さらに、肉の人气が高まっていくことと期待しておりますし、ふるさと納税寄附金の返礼品に全国的にも肉類の指定実績も多く、養老町の肉類需要の伸びしろは十分あり、担当部署におかれましては、より一層のアイデアを駆使し、ふるさと納税寄附金の受入額を伸ばしていただきたいと申し述べております。

2019年度、ふるさと納税寄附の受入額の多い自治体は御覧のようでございますが、一番上位の泉佐野市、ここは返礼品数が延べ1,203品ありまして、件数としては30万7,630件あったそうでございます。制度改正の前は非常に有名なところで、約497億円あったそうでございますが、御覧のようにいかに寄附が多いか、肉関係が多いかということで

ございます。

養老町のふるさと納税に関する数値といたしましては、今年の2月19日現在ですが、返礼品数が101品、18社でございます。それから申込件数が3万円1,491件、これは2019年の実績。それから寄附金額は5億4,761万、これも去年の実績でございます。今年度、2020年度の予想としては約3万9,000件で9億8,000万円の予想でございます。そして広報、昨年12月1日号に報告ございましたように、ふるさと応援基金の積立金としては4億2,656万8,000円、このようになっておりまして、順調に実績額も増加しておりまして、非常にありがたく思っております。

以上のことを念頭に置いて、ふるさと応援基金活用についてお尋ねをいたします。

1点目としては、現在多種多様に基金を活用されておりますが、さらにコロナ禍にあつて、この際ふるさと応援基金をより柔軟に有効活用すべきと提案します。

まず、人との接触機会の低減を図り、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、子育て世帯に、特に共働き世帯に支援することを目的に、宅配ボックス設置費の助成をすることでございます。見解を求めたいと思います。これは、昼間留守にする世帯のため、宅配便の受け取りや宅配業者にも便宜が図れ、ロスがなくなる利点もございます。

2点目としては、政府は新型コロナ感染症対策として、緊急事態宣言による飲食店への時短要請をし、応じた店には協力金が支払われる予定でございますが、昼営業、いわゆる夕方5時から6時までで閉店の飲食店は対象外であります。特に喫茶店等でございますが、このことから町内対象外店舗のほうの方々から、諦め、不満の声、不公平感が充満していて、基金を活用し、何かしらの対応策が必要と考えますが、見解を伺います。

3点目、町内で使用する一定額の商品券、買物券を全町民、または世帯ごとに支給することを提案します。近隣市でゼロ歳から全ての町民に3,000円分の買物券、食事券を郵送で配付された実績がございます。これを第1弾、第2弾と2回にわたって実施されておりますが、商品券支給はプレミアム商品券販売より低所得者層には本当に優しい対応と思います。

4点目、ふるさと納税寄附金申込書の寄附の目的の中に、新型コロナウイルス感染症対策事業等を追加挿入すること。このことにより、現在新型コロナウイルス感染症対策に大変御尽力されている医療機関、医師会への支援をすることを提案します。

岐阜県がふるさと納税を受け入れる際の使い道に、「ストップ新型コロナ！がんばろう岐阜」という新たな選択肢を設け、取り組んでいることを申し添えます。また、新型コロナウイルス感染の有無を判定するPCR検査の費用やパルスオキシメーター、いわゆる血液中の酸素濃度計測機の購入の一部補助をすることについての見解を求めます。特にPCR検査については、さきの予算委員会で水谷議員に対しての回答で、町独自では困難との回答でしたが、先般、岐阜県と岐阜市が連携をして高齢者入所施設の従業者を対象としたPCR検査モデル事業を開始したと新聞報道がありました。検査を受けたある

施設長は、感染していないことが確認をでき、不安は解消され、安心・安全な施設運営につながると話されております。県は成果や課題検証をした上で、他市町村にも拡大するか検討とするとしておりますが、養老町としては、ぜひ手を挙げて対象地区になれるよう尽力を求めています。

新型コロナの最大の特徴は、無症状の感染者がどんどん感染者を広げてしまうことです。リスクの高い医療機関や高齢者施設にとって、コロナから命を守るため、PCR検査をする取組がとても重要であると認識しております。ぜひ実現することを望んで最初の質問いたします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） 私のほうからは、1点目の宅配ボックス設置費の助成の御提案について、総務課のほうで回答をさせていただきます。

田中議員御提案の宅配ボックス設置費の助成につきましては、共働き世帯や核家族化により宅配ボックスを設置するマンション、アパート、戸建て等に徐々に増えてきております。

現在、宅配業界においては、受取者の希望により配達希望時間を指定できるだけでなく、受取場所をあらかじめ郵便局、コンビニ、配達営業所等に設定し、受け取ることも可能となってきました。特に、コンビニであれば24時間営業としている店舗が多いため、仕事帰りに寄るなどして、自分のタイミングで受け取ることも可能となります。

今後は宅配ボックスの設置要望をはじめ、その他子育て支援の一助になるような支援策について、住民からの要望の声が上がれば、これからの社会情勢の変化に注視しつつ、財政状況を鑑みながら動向を見守ってまいりたいと存じます。

1点目につきましては以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、自席で答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） それでは、私のほうからは2点目、それから3点目について御回答を申し上げたいと思います。

まず2点目のコロナ対策の緊急事態宣言は昼間営業の喫茶店等について対象外ということで対応が必要ではないかという御質問でございますが、こちらにつきましては、これまでの飲食店等に対する時短要請につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として実施されておりました。内容としましては、特に夜の街関連の事業所において全国的にクラスターが多く発生しており、また食事をする際にマスクを外すことや会話が多いなどの飲食店の特性から飛沫感染のリスクが高まるということで、営業時間の短縮や徹底した感染防止対策をとることの要請が行われたものでございます。

また、議員の御質問にあります昼間営業の喫茶店等の事業所の皆様には、国により2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や、不要不急の外出・移動の自粛により、売上げが50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に、緊急事

態宣言の影響緩和に係る一時支援金を給付されるといった制度が3月8日より申請受付が開始されていますので、こちらの制度の活用を御案内してまいります。

あわせて町商工会より、今年度につきましては、町独自のコロナ支援策を積極的に講じていただき、感謝申し上げますといった一定程度の評価をいただいております、次年度におきましても地域の中小事業者の支援とさらなる需要喚起に向け、5つの項目において要望を受けておりますので、内容を十分検討し、支援策の立案を図ってまいりたいと存じます。

続きまして3点目でございますが、町民、また世帯ごとに一定額の商品券・買物券の配付ということでございますが、コロナ禍において、町商工会より多様な産業の需要急減や売上げ減少、雇用問題などの深刻な影響が続いているとの声をいただいております。昨年度実施いたしましたプレミアム付商品券の販売において、購入額は想定の3割程度と伸びなかったことなどから、経済対策の方針としましては、より需要喚起、購買意欲が高まる施策に取り組んでまいりたいと存じます。

また、これらを実現するための雇用機会の創出や、事業所の売上げ向上が必要と存じますので、これらの対策にも双輪で取り組んでまいりたいと存じます。

あわせて、議員の御提案いただきました全町民・世帯ごとに一定額の商品券、買物券の配付に関しましては、国において低所得者の住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症により大幅に減収した世帯、あるいは学生などの経済的弱者に対し、特別給付金を支給するといったことについて議論がなされていると新聞報道にもございますので、今後の動向を注視してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） 4点目につきまして、実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答を申し上げます。

任意のPCR検査及び抗原検査につきましては、陽性者が判明した際の濃厚接触者の追跡、入院・入所などその後の対応が町独自では困難でありますので、現状では任意検査への助成は考えておりません。

また、パルスオキシメーターにつきましては、昨年末から個人需要が増えておりまして、医療機関や施設など真に必要なところに行き渡らないということも言われておりますので、機器の有効性も含めて慎重に検討する必要があると存じます。

なお、町指定の介護福祉施設では、この2月18日に機器の設置のほうを確認いたしましたところ、全て設置済みとの回答をいただいております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） なかなか財政上の問題もありますけれども、いろいろと私の提案についての実行ということは難しいという今感じておりますが、商工関係ではプレミ

アム商品券について、もし実施されるのであれば、他市町で不正行為があったという情報もございますので、もし実施されるのであれば、そういった不正行為がないような配慮をよろしくお願いいたしますと思います。

再質問をいたします。

1点目として、過去のふるさと納税寄附者の統計はどのように活用されておるのか。いわゆる地域別とかりピーターの割合、返礼品の比率、これらの分析による検証・今後の方向づけはどのようにされておるのかお尋ねします。

それから、2点目について関連しますけど、ふるさと納税給付者及びリピーターに対し、フィードバック、フォローアップはどのように対応されておるのか、また反応はどのようなのか。例えば、町広報紙の配付、養老町に対してのサポータークラブの結成等でございます。

3点目として、先ほど回答いただきましたが、時短要請の対象外の店舗、すなわち喫茶店等については、総体的に養老町の場合、経営者が高齢化して後継者がいない、個人の小規模店が多いと考えます。喫茶店は高齢者らの地域コミュニティーの場という側面があり、養老の名に恥じない何らかの施策を考えるべきと思いますが、再度この点について回答を求めます。

以上3点についてお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの田中議員の再質問に対しまして、1点目と2点目に関しましてですが、2点とも関連がございますので、まとめて私のほうからお答えをさせていただきます。

過去の寄附傾向といたしましては、寄附者のお住まいの都道府県別で見ますと、平成30年度は東京都が約26%、愛知県が約13%、神奈川県が約10%、令和元年度は東京都が約23%、愛知県が約12%、神奈川県が約10%となっており、特に首都圏からの割合が多くなっております。

そうした結果を踏まえ、特に東京が入る関東圏の方々へ、ふるさと納税の寄附募集広告折り込みや、ウェブ広告の掲載により募集をしておりますが、人口規模の比較的大きな首都圏に対して引き続き募集をしてまいりたいと考えております。また、各ポータルサイトにおきましても随時特集等掲載を行っておりますので、そちらも併せて積極的に掲載を行ってまいりたいと存じます。

次に、返礼品の割合比率でございますが、今年度につきましては、1月末現在で肉類が92.6%、スポーツ用品が6.8%、令和元年度におきましても肉類が90.9%、スポーツ用品が4.5%となっており、例年、飛騨牛などの精肉類の割合が非常に多くを占めており、すき焼き、しゃぶしゃぶ、焼き肉用など様々な種類で選ばれているのが現状であります。全国において各ブランド牛がございますが、中でも特に飛騨牛に関心を示される

寄附者の方が多く、引き続き返礼品について提供事業者と協議を重ねながら進めてまいりたいと存じます。

また、リピーターの割合についてでございますが、今年度2月末現在で把握している件数といたしまして、約4,400件でございます。ただ、この数字はシステム導入後の数字でございますので、過去からの総数については明らかではございません。

ふるさと納税寄附者の中で使途を指定された寄附者に対して、事業の内容を寄附返礼品カタログやホームページに掲載をしております。その中には、リピーターの寄附者もお見えになりますが、ふるさと納税を推進・発展させていくためには、まずもって事業の趣旨や内容、成果を明確化することが非常に大切であると考えております。

当町では、寄附者に対してお礼状をお送りしておりますが、これも単に配送で終わることのないよう、お礼状の執筆や発想のコストに見合ったコミュニケーションを図ることが大切であり、例えば一案といたしまして礼状に魅力的なデザインを施すなど、当町への思いが伝わる礼状を作成し、送付するといったことは、リピーターの確保につながっていくものと考えます。

自治体によっては、寄附金の使途について年に一度「ふるさと通信」といった冊子を発行して寄附者に郵送したり、メールマーケティングを導入し、寄附者全員に自治体をPRする各種情報等必要な情報を適切なタイミングでメール配信を行うことで、寄附者との継続的なつながりを構築し、リピーターの確保に生かしているといった自治体もあるようです。

当町におきましては、今後、寄附受領証を発送する際、町のイベントや町PRチラシ等を同封するなどして当町の魅力を積極的に発信し、より多くのリピーターの確保につなげてまいりたいと存じます。

リピーターの確保は財源の確保にもつながっていくと考えられます。さらなるリピーターの確保のため、一層の知恵と努力が不可欠だと考えます。今後は寄附者とのつながりを構築する取組について、システムを有効活用しながら、全国の自治体の取組を参考にし、様々な手法について調査研究をしてまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、自席で答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） それでは、私のほうから3点目の再質問についてお答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたが、中小法人、個人事業者の皆様に対し、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金、この制度につきまして、商工会から発行されております商工会報や町の広報などを通じ、紹介をさせていただきたいと思います。また、商工会からの要望事項についても十分検討を行い、支援策の立案を行ってまいりたいと思います。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） さきの予算委員会でも、ふるさと納税の担当については機構改革によって企画のほうへ一本になると、大変いいことだと思っておりますし、いろんな統計から見ても本当に肉が人気があるので、この際正職員の方も専従になって、また派遣のほうからも職員が採用されるということですが、ぜひこのふるさと納税に力を入れていただいて、実績をどんどん伸ばして、またそれを住民に還元するといういいサイクルをつくっていただきたいなあと、このように思っております。欲を言えば切りがございませんが、いろいろ要望がございますけど、少しでも我々の言う施策に近づけたらいいかなあと、このように申し述べて、次の質問に入ります。

2問目といたしまして、学校給食費の課題についてであります。

2019年7月31日に文科省初等中等教育局長名で、各都道府県知事をはじめ関係者に学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進についてを通知されました。そして、この通知をより一層推進していくために、2019年12月1日を調査基準とした状況調査を実施され、2020年11月4日に公表をされております。調査対象としては、学校給食を実施している小学校、中学校、義務教育、中等教育学校等々でございます。

学校給食の公会計化等の実施検討状況のアンケート調査を公表しておりますが、全国1,686自治体があつて、「実施している」が438、「準備・検討している」が524、計962ということで、57.1%が積極的に考えておるところでございますし、実施の予定がないのは724。ただし、無償化を実施している教育委員会は集計から除いてございます。

岐阜県内の学校給食費の公会計化等の実施・検討状況でございますが、実施・導入している市町は11ございます。羽島市、本巣等々でございます。また、導入の準備・検討をしている市町は20、導入を予定していないのが12ということでございます。

次に、学校給食費の無償化についてであります。文科省が2018年7月27日に2017年度の学校給食費の無償化等の実施状況や完全給食の実施状況を調査し、公表しているところでございます。

御覧のように網かけしてあるところが何かしらの無償化実施とか一部無償化、一部補助でございます。この率が29.1%ということで、参考のために一部無償化とは、第4子以降は無償、第3子以降は無償等々と、それから一部補助とは、学校給食費、または食材購入費の一部を自治体が補助ということでございます。

岐阜県内の無償化状況を調べました。無償化を実施しているのが、平成25年から岐南町、平成29年から揖斐川町、それから新聞報道でございました令和3年から、垂井町は今年度というか、2年度分は中学生、新年度から小学生が無償化すると。また、一部無償化、一部補助が御覧のように6市2町が実施しております。

それでは、これらのことを共通認識の上、学校給食費の公会計化と無償化についてお尋ねをいたします。

2020年11月4日に文科省が公表された2019年12月1日現在の学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査について、養老町はどのような見解、回答をされたのか伺います。

2点目、学校給食費の公会計化について、養老町の今後の方向性はどのように考えているのか。また、学校現場の実態をどのように理解、分析しているのか伺います。

3点目、学校給食費の無償化等の実施について、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君、自席で答弁。

○教育長（森島恵照君） 田中議員の御質問にお答えします。

今回の御指摘の質問ですが、学校給食公会計化に係る調査時に、本町は公会計化を導入していない、また将来導入することも難しいと回答しております。

本町では従前より自校給食を実施しており、各小・中学校において給食運営委員会を設置し、給食費を集金・管理し、食材納入業者へ支出するという私会計方式を取っております。以上です。

2点目です。学校給食費の公会計化について、町の今後の方向性、さらに各学校の実態についてお答え申し上げます。

自校給食では、各校ごとに給食運営委員会を設置し、給食の食材納入業者の選定、契約、支払いを行っています。また、給食食材の納入業者は、校区や町内を重視して選定しており、多数の業者に及びます。そのため、公会計として一手に対応するということは難しいと考えます。

学校給食費の公会計化は、議員御指摘のとおり学校における業務を軽減し、教職員は本来の業務、例えば授業づくりや児童・生徒に向き合うことに集中できるようにするためです。働き方改革とも大きく関係しています。

そこで、現在の学校における給食関係の業務実態について、集金、発注、支払いの3点から御説明します。

1点目、学校給食費の集金ですが、現金納付ではなく口座振替です。未納者への対応は主に事務職員、または教頭が担当しています。未納者の人数は学校によって異なりますが、未納者がゼロからもしくは5人未満という学校が4校あります。多い学校は年間76件の未納がありますが、2か月以上未納が発生している保護者は19人で、文書や電話での納付依頼により、即座に入金していただけることが多いということです。

また、未納者が給食費を支払いしやすくするために、児童手当から振替納付ができるようにしています。令和2年度のこれまでの利用は14件でした。納付を拒まれるというような保護者はほとんどいません。経済的な理由により遅れることが多くなっているというのが現状です。

2点目、食材の発注についてです。給食は、町に配置されている栄養教諭、栄養職員が町内同一の献立を立て、それに基づいて注文票を作成しています。発注業務も栄養教諭、栄養職員が行い、学校職員の負担にはなっておりません。

3 点目、学校給食食材納入業者への支払いは、栄養教諭、栄養職員が行っています。栄養教諭、栄養職員がいない学校は、事務職員が担当しています。

以上のとおり、事務職員には少し負担をかけていますが、担任が給食会計で負担する業務はほとんどありません。もちろん事務職員の業務内容も負担が大きくなるようにしていくという点で公会計化を検討していくことは重要ですが、自校給食の仕組みでは導入することは難しいと考えております。

続いて3点目の、学校給食費の無償化の実施についての考えです。

学校給食費の無償化については、6月の議会の中でもお尋ねがあり、そこで回答をさせていただいておりますが、原則保護者負担という考えです。学校給食法第11条第2項において、給食費は保護者の負担とするという規定がされているからです。仮に給食費の無償化を実施した場合の町の負担額は、年間にして約1億1,000万円と試算されますが、この金額を予算として毎年計上し続けていくことはかなり困難であると考えております。以上です。

〔11番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 町内の状況、考え方、よく理解できますが、先ほど今の養老町の保護者負担金の給食費は、中学生、小学生合計1億1,000万余りという回答がございました。

皆さん御承知のように、2019年10月から国の方針で幼児教育・保育の無償化になったことは承知のことと思いますが、文科省のある試算によると、国全体の費用は7,900億円となり、3歳から5歳の対象ですが、ゼロ歳から2歳児の無償化を含めるとさらに増加すると思われます。財源は消費税でございます。私なりにこの数字を基に養老町の配分額を計算しますと、約1億6,900万円となり、率直に申し上げて、この分が交付税対応で交付があると思っております。やる気があればできると思っておりますが、今後実現に向けて十分検討されるよう申し述べておきたいと思っております。関西のある市では、年間約7億5,000万円が交付対象となって、その一部を給食費無償化に利用した例もございます。

そこで、コロナ禍の中、独り親家庭や非正規労働者の生活実態がメディアでも取り上げられ、深刻な社会問題になっております。完全無償化は直ちに無理としても、第1段階として一部無償化、一部補助、さらには小学校のみ、または中学校のみの無償化を実施する養老モデルを構築して、先ほどの幼児教育・保育の無償化による余裕額、不用額を財源に充て、保護者の負担を少しでも軽くし、子育て支援の観点からもぜひ実施することを再度提案しますが、見解を伺います。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君。

○教育長（森島恵照君） お答えします。

保護者の皆様に御負担いただいている給食費は食材購入費のみです。その他学校給食

の運営に必要な施設維持管理費、調理員の人件費、消耗品等諸経費については町費負担です。

一部無償化ということをお提案いただきましたので、少し試算してみました。第3子、第4子がいる多子世帯に対し、給食費を無償化するという施策の御提案をいただきました。例えば、小・中学校に3人以上在籍する子がいる世帯は、令和2年度の学年での抽出をしてみますと121世帯該当します。第3子以降の給食費を無償化した場合の町費負担は、年間約670万円になります。

中学校のみ、あるいは小学校のみ無償化ということを行った場合の御提案についてですが、中学校のみ無償化を行った場合は約4,400万円、小学校のみ無償化を行った場合は約6,700万円の予算化が必要であると試算されます。

一旦無償化という状況の踏み切りますと、その継続を必要としてまいりますので、先ほども申し上げましたが、なかなか難しい現状がございます。

今日、新型コロナウイルス感染症の影響で経済的な支援を必要とする家庭が増加傾向だと認識しております。そこで、所得や家庭状況に関係なく無償化し、平等に恩恵を受けていただく機会を設けるよりも、生活保護制度や就学援助制度等、経済的に支援が必要な家庭に援助することを今は第一に目指しています。

教育委員会で行っている就学援助制度は、学校給食費については全額補助、ほかにも学用品費など学校に係る必要な費用を援助する制度です。独り親家庭だけではなく、新型コロナウイルスの影響で経済的に援助を必要とする家庭も対象にしておりますので、今はこの制度の周知に力を入れ、生活に困っておられる皆さんの援助に重点を置きたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） いろいろ対応には苦慮してみえるということがひしひしと伝わってきたんですが、さっきの第1問目でも、第2問目の質問に関してもですが、何事もやらないと、できない理由を探すより、どうしたら進化できるかと、そういう前向きな姿勢で何事も取り組んでいただきたいなあとこのように思って質問を終わります。

3問目に入ります。

行政手続の押印廃止についてであります。

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、またデジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のために、書面主義、押印原則、対面主義からの変換が課題となっております。デジタルガバメントは、国と地方が一体となって取組を進めることによって大きな効果を発揮すると思いますが、特に住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体が果たす役割は大きく、積極的な取組が期待されております。これまでも先進的な地方公共団体が各団体の判断で可能な範囲において押印見直しに取り組んでいましたが、

国の法令等に根拠がある手続や、それに準じて押印を求めてきた手続については見直しができませんでした。しかし今般、国においてどうしても残さなければならない手続を除き、押印を見直すとの考えの下、押印の見直しを強力に推進した結果、民間から行政への手続の99.4%、いわゆる1万4,992手続のうち1万4,909手続において廃止または廃止の方向となり、特に認め印については全て廃止される見込みとなりました。残りの83手続は存続の方向でございます。

今般の押印の見直しは、国の規制改革、行政改革の一環で、押印をなくすこと自体が目的ではなく、行政手続における住民の皆さんの負担を軽減し、利便性を図ることが目的であります。それによって申請手続のオンライン化を促進し、受付業務やその先につながる業務フローのデジタル化、それによる行政サービスへの向上へとつなげる取組であると考えます。

以上のことを踏まえ、次の点について伺います。

押印廃止見直しについて養老町の考え方は、取組についての現状はどうか。予算委員会では10月を目途に取り組むという回答でしたが、詳細に回答願います。

2点目、行政手続のオンライン化につながっていく当町のロードマップはどのようなのか。

3点目、近隣市町の動向は把握しているのか。

以上の3点についてお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 中島総務課長、自席で答弁。

○総務部総務課長（中島恵美君） ただいまの田中議員の3点の御質問につきまして、実務的な内容が伴いますので、私のほうから回答させていただきます。

まず1点目の、押印廃止、見直しについて当町の考え方は、取組についての現状はどうかということでございます。

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、テレワーク等の推進と、デジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環といたしまして、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しが国から求められております。行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことは、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的、効果的な提供にも資するものであり、当町といたしましても必要性を感じているところでございます。

行政手続における書類の押印、署名、対面規制の見直しに向けて、将来的にはオンライン化を見据え、まず見直し基準を作成し、押印見直しに係る規定や様式について関係例規の洗い出しを行い、例規整備を進めていく必要がございますので、当町といたしましては令和3年度より着手し、進めてまいりたいと考えております。

2点目の行政手続のオンライン化につながっていくが、当町の構想、計画はというこ

とでございます。

行政手続における書類の押印、署名、対面規制の見直しに伴い、オンライン化を進めることは、事務コストの低減、テレワークなど職員の働き方改革に有効とされます。また、住民にとってもオンライン申請が可能となる手続が増えることで、役場に出向く時間や手間が減ることが期待されることから、住民サービスの向上を図るためにも押印の廃止にとどまらず、行政のデジタル化を着実に進めていく必要がございます。

ただ、オンライン化に伴う課題といたしまして、パソコンなど不慣れな高齢者の方への配慮に加え、デジタル化にすぐに対応できない事業者への配慮等も必要になってまいります。そのため、行政サービスの公平性を保つためにも、住民目線に立った柔軟な対応が求められますので、住民目線に主力を置いた効率的な仕組みを構築する必要があると考えております。

先ほどの御質問で申し上げたとおり、将来的にオンライン化を見据えた上で、まずは来年度関係例規の洗い出し、改正を実施した上で行政手続を見直し、その結果を基に行政手続のオンライン化が可能な業務について十分に精査をし、議論を重ねてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の近隣市町の動向についてでございます。

近隣市町の状況を確認いたしますと、先進的に早く取り組んでいる市町もございますが、おおむね当町と同じようなスケジュールで進めていく予定であるものと認識しております。住民サービスに格差が生じないように、国や県、他市町の動向にも注視しながら進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 一言で言って、我々高齢者は本当に今の日進月歩のIT化についていけるかという本当に苦労しておるわけですが、タブレットも導入して必死に私どもも毎日勉強しておるような状況の中で、職員の方も大変ですが、住民サービスの一環と捉えていただいて、今後ともよろしく願いして質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、11番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

次に、9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、2項目について一般質問させていただきます。

1項目め、新型コロナウイルス感染症対策としてのワクチン接種について、現段階での状況をお伺いいたします。

これは広報「ようろう」3月号に、皆様のお手元に届いた資料でございます。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、感染爆発という状況の中、11都道府県に出された緊急事態宣言も感染傾向の鈍化により、栃木の解除に続き岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡

の各府県が2月28日をもって宣言解除がなされました。しかし、完全に終息したのではありません。首都圏では、感染減少の鈍化が指摘されており、今後皆さんの行動次第で感染が再拡大すれば、再度緊急事態宣言となる可能性すらあります。感染症対策の柱として期待されているワクチンですが、世界中で接種が始まり、今のところ高評価を受けているように感じております。ファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社をはじめ、世界の製薬企業が開発競争を繰り広げているようです。日本においては、当面ファイザー社のメッセンジャーRNAタイプワクチンの接種が予定されているとお聞きしております。願わくば一日も早い接種が実施され、日常生活を取り戻したいとの思いは皆さん共通しているのではないのでしょうか。

養老町においても、医師会や区長会の皆さん、関係者の皆さんが参加され、ワクチン接種のシミュレーションが3月25日に実施されるということです。円滑に実施され、今後の集団接種に向けた問題点、課題の整理をされることを期待しております。

マスコミ報道によりますと、このワクチンの世界需要は大変に高く、日本政府がファイザー社と契約したとおりに入荷できるのか不安視されているということです。計画通りの入荷につきましては、関係者の御尽力に期待をかけております。ワクチンの入荷という市町村ではどうにもできない課題、国・県に委ねるしかありません。ただ、ワクチン接種の方法については各市町村において実施すべきものとされていることですので、その部分について町長をはじめ執行部の見解をお聞きします。

現段階では未確定なことが多々あると思います。現状についてお伺いいたします。ワクチン接種について、以下の事項についてお答えください。

1点目、ワクチン接種費用以外の諸費用はどこが負担するのか。個人負担はあるのでしょうか。

2点目、接種しない選択はできるのでしょうか。

3点目、ワクチン接種の医療従事者、関係者の対象人数、65歳以上の対象人数をお伺いします。

4点目、基本は、養老町中央公民館中ホールと西美濃厚生病院にて集団接種として実施されますが、持病等をお持ちの方々からは、かかりつけ医で接種を受けたいとの声もありますが、集団、個別接種の組み合わせの選択肢のお考えをお伺いします。

5点目、原則居住地自治体でとされていますが、勤務地市町での接種はできないのでしょうか。

以上5点について見解をお伺いします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは早崎議員の御質問に関しまして、実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答を申し上げます。

まず1点目でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種以外の諸費用につきま

しては、今のところ国費負担10分の10で、補助申請の端数処理の関係上、数千円は一般財源となっております。また、個人の負担はございません。

続きまして2点目でございますが、現状では新型コロナウイルスのワクチン接種につきまして、妊婦の方などを除き、16歳以上の方は国民の努力義務となっております。接種されない選択肢もあるとは存じますが、新型コロナウイルスの一日も早い終息を願う上で、町としましてはワクチン接種は勧奨してまいりたいと存じます。

3点目についてでございます。65歳以上のワクチン接種対象人数は、令和3年4月1日現在で9,500人の見込みであります。

続きまして4点目でございます。4月から開始予定のワクチン接種につきまして、ファイザー社のワクチンということでございますが、マイナス75度での保管、解凍してからの使用期限が5日ということもございまして、フリーザーを設置する場所も西美濃厚生病院や保健センターに限定されるということもありまして、養老郡医師会とも協議し、集団接種となっております。なお、今後アストラゼネカ社のワクチンが入荷される場合は、冷蔵での保管が可能になるため、各医療機関での接種も検討されるものと存じます。

最後5点目でございますが、厚生労働省からは老人福祉施設や病院などに入所されている場合は例外として認めるという通達が来ておりますが、原則は認められないものとされております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 再質問させていただきます。

先ほど、医療従事者対象者の人数をとということをお伺いしました。何人ほどの見込みなのか。それと、65歳以上の対象者の人数はお伺いしましたが、16歳以上64歳までの対象人数をお伺いしたいと思います。

2点目、4点目でも質問いたしました。ワクチン接種は無料で政府が補償していただけるとのことですが、来月からは持病、特定疾患と高齢者への接種が始まります。アナフィラキシーを過剰に恐れる必要はないとはいえ、副反応、副作用がとっても心配であると町民の方々から多くの声を聞いています。かかりつけ医が大垣市民病院等、町外の基幹病院での個別接種を受けることはできないのでしょうか。

3点目、高齢者施設の接種はどのようになるのでしょうか。

3点質問いたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、再質問につきまして御回答を申し上げます。

まず1点目の医療従事者の対象者でございますが、約800人ということで見込んでおります。また、16歳以上64歳までの対象人数でございますが、これも令和3年4月1日

現在で1万5,400人の見込みであります。

2点目でございますが、これも様々な事情があるとは存じますが、先ほども御回答をしましたとおり、現時点で厚生労働省からは老人福祉施設や病院などに入所されている場合は例外として認めるという通達でございますが、原則は認められないということで来ております。

それから3点目でございます。高齢者施設での接種でございますが、ワクチンの入荷の関係上、高齢者のワクチン接種の前に高齢者施設及び施設従事者が優先接種になりまして、嘱託医などが従事する予定でございます。現在、事務局といたしまして4月下旬以降に接種を開始できるよう高齢者施設、医師会と調整中であります。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 数多くの町民の皆様に対し、可能な限り短期間にワクチン接種するという事業が実施されるのですが、まだまだいろんな問題点、課題が出てくると思われます。いずれにしても、町民の皆様が望まれる方法で実施されるよう、適切な対応をお願いします。

なお、当面ファイザー社のワクチンが接種されるようですが、順次モデルナ社、アストラゼネカ社、将来的には国内開発製造のワクチンも期待されています。また、予防ワクチンのみならず、治療薬開発にも目を向け、その状況を重視していくことも必要かと感じる昨今であります。

歴史に刻まれたスペイン風邪も、数年間の大流行の後、終息のときを迎えました。現在、全世界を混乱させている新型コロナ感染症が蔓延しています。また、最近では変異株ウイルスが全国に感染拡大となっております。一日も早い終息を願いつつ、1項目めの質問を終わります。

続きまして2項目め、移動販売事業、移動スーパー「御用聞き」について現状をお伺いいたします。

最近、いろいろな折り込みチラシが出回っております。興味深く見させていただいておりますが、その中で、養老町移動スーパー「御用聞き」のチラシが目にとまりました。移動販売事業で、移動販売車による地域巡回により、見守りを兼ねて申込者宅まで日用品や食料品の販売を行う事業費395万円を予算化されています。

町長が令和3年度施政方針の中で、10年間「町民主導」「公平公正」を掲げ、「養老が一番」を目指してきたと述べられておりました。暮らしやすい町養老実現のためには、住民の皆様のニーズに合った諸事業の展開だと受け止めています。養老町内でも、商業集積のある市街地と周辺地域には、住民の皆さんの必要とされるもののニーズに異なると思っています。移動スーパー、オンデマンドバスについても、地域によって評価は

様々なように感じています。養老町の的確な住民ニーズのくみ上げと、的を絞った施策展開を期待しております。移動スーパーも、店舗が少ない地域には便利で、また交通不便地で移動の足を持たない高齢者にとってはありがたい存在だと思います。

今までの内容は、オープニングイベントとして、11月24日、26日、30日、各公民館でこのように行っておられました。その次の2回目のオープニングイベントは、12月15日、17日、3地区の公民館で行われました。移動スーパー、今回は2月17日、24日、3月10日、3月17日、各水曜日でございましたが、6地区の公民館で移動スーパー「御用聞き」の販売車が配車されておりました。私も去年11月30日、昨日の3月17日、昨日の状況も行ってまいりましたので、そこで養老町移動スーパー「御用聞き」の今後の事業展開について、町長及び執行部の考え方についてお示しいただきたく質問させていただきます。

1点目、養老町移動スーパー「御用聞き」のチラシには、受託者として株式会社人材Bank、委託先として養老町との記載がありますが、どのような受委託の契約内容なのでしょうか。内容の詳細をお願いいたします。

2点目、町からの働きかけの業者からの申出があったのか、受委託契約のきっかけは何だったのでしょうか。今後、同様の営業をしようとする業者が名のり出た場合に、同様の受委託がなされるのでしょうか。

3点目、今後、生鮮食品から日用品以外にも移動店舗の可能性がありますが、それも町としての受委託契約の対象となるとお考えでしょうか。

4点目、住民生活の利便性向上の施策は実施すべきですが、本件に関し、町商工会はどんな関わりを持っているのでしょうか。商工会が調整すべき事業のようにも思えますが、いかがでしょうか。

以上4点お伺いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、自席で答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） ただいま早崎議員の御質問でございますが、個別事業でございますので、私のほうから御回答申し上げます。

まず1点目、2点目につきましては、関連がございますので一括してお答えさせていただきます。

1点目、2点目でございますが、当事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施しております。また、本事業につきましてはプロポーザル方式、いわゆる事業者提案型で事業者を募集いたしました。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、密となる場所への外出が控えられるようになり、買物回数を控え、一度に日用品などを大量購入することによる高齢者やお子様連れの子育て世帯の方の負担を軽減することや、地域での交流が減少し、家の中に籠もっ

てしまいがちになる高齢者の見守りを行う事業として試行的な部分も含め、始めたものになります。

内訳、詳細といたしましては、移動販売業務、買物難民の方々から注文を受けた食料品、日用品について、各戸並びに集合販売にて商品提供を行う。次に、見守り業務として独居世帯の高齢者へ食料品や日用品をお届けする際に、声かけや見守りをといった安否確認を行うというものでございます。

現在、多くの方から当事業の継続のお声をいただいておりますので、次年度においても引き続き事業を実施してまいりたいと考えていますので、よりよい形で事業継続ができるよう進めてまいりたいと存じます。

続きまして3点目でございます。今後、生鮮食品から日用品以外にも移動店舗の可能性があるのかというような御質問でございますが、こちらにつきましては、食料品以外の移動店舗等につきましてはキッチンカーなどへの業態変更などが考えられますが、経済産業省の事業再構築補助金などを御利用いただき、販路拡大などを進めていただきたいと考えています。

最後4点目でございますが、住民生活の利便性向上の施策に対して、町商工会がどんな関わりを持っているのかということでございますが、今年度事業実施に当たり、町内にあるスーパーやコンビニなどに調査を行わせていただきましたが、人的要件などで困難があるとの回答でございました。

また、商工会においてもコロナ禍における事業実施があり、人員確保などが課題とのことでございました。

来年度事業継続に当たり、御利用いただいた方々にアンケートの実施を行い、本事業への要望や、日々の生活での困り事などの御意見を頂戴しております。商工会には様々な業種の事業者が加入されてみえますので、御用聞きの名のとおり、多様なニーズに対応していただくことが可能と考えられますので、今後協議をして進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 再質問させていただきます。

1点目、現在の申込件数が分かれば教えていただきたいと思います。

2点目、現在は各公民館での集合販売が行われております。そこで戸配達の契約をされています。販売経路を拡大するために、今後は社協などで行われているいきいきサロンと、また高齢者が集い合う場所など、関係者の皆さんと連絡を取りながら集合販売をされる方策はいかがでしょうか。

3点目、事業化の背景として、新型コロナ対策でいわゆる3密防止の狙いがあるとのこと。もちろんキッチンカーとしてはそうなんだろうが、町民の皆さんの利便性、

生活のクオリティー向上にも直結する施策だと思います。確認ですが、コロナ対策終了後においても、事業継続する方向で考えておられると理解してよろしいでしょうか。

3点についてお伺いします。

○議長（吉田太郎君） 竹中企業誘致・商工観光課長、答弁。

○副特命事項推進監兼産業建設部企業誘致・商工観光課長（竹中 修君） ただいまの再質問について回答させていただきます。

まず1点目、申込件数ということでございますが、現在2月末までの統計しか出ておりませんので、こちらの数字ですが、配達申込件数が209件、販売件数としましては384件でございます。

続きまして2点目でございますが、集合販売の方策ということで、いきいきサロンなどということでございますが、現在コロナ禍で会合などの実施が困難な状況で、各地区の社会福祉協議会への説明はできておりませんが、一部地域においては事業説明を行わせていただいております。また、他の地域の区長からも地域のコミュニティーでの集まる場への配送依頼なども受けておりますので、順次そういった場所へ配車を進めていきたいと存じます。

最後3点目でございますが、事業継続の方向ということですが、こちらにつきましては、今後につきましても町民の皆様の御理解が得られる事業として根づいていければと考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 施策の内容に対しまして、前向きに御答弁をいただきました。

町民の皆様の日常生活における利便性向上のために、いろいろな施策が全国各地で実施されております。元より養老町でも、いつでもどこでも安心・安全に出かけられる交通体系の構築、町民の皆さんの移動の足の確保が重要であるとして、オンデマンドバスも運行されています。

しかし、コロナ禍で外出もままならない状況下で、多方面に施策を展開し、住民生活をトータルしてクオリティーを高めることも必要だと考えています。移動スーパー「御用聞き」も、その一環としての役割を期待されていると思います。商業施策のみならず、福祉施策としての展開も期待しております。生産性の確保など解決すべき課題も多々あると思いますが、外出・移動の困難な高齢者等には望ましい施策の一つを提示していただきました。今後も消費者、販売者、生産者が協力し、ウィン・ウィンの関係を築き、継続していただくことを期待して、以上で質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で、9番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時10分からといたします。よろしく願います。

(午後 0 時07分 休憩)

(午後 1 時09分 再開)

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

次に、2 番 清水由美子君。

○2 番（清水由美子君） 議長に発言の許可をいただきましたので、私からも新型コロナウイルスワクチン接種についてお尋ねいたします。

初めに、昨年より新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げますとともに、闘病中の方々の一日も早い御回復をお祈りいたします。また、日々感染リスクと闘いながら治療や感染拡大防止にも御尽力いただいている医療関係者の方々に対し、深く感謝を申し上げます。一日も早く新型コロナウイルス感染症が終息することを願ひまして、質問をさせていただきます。

2 月半ばから日本でも医療関係者を対象にワクチン接種が始まりました。養老町でも3 月の広報「ようろう」で告知があり、医療関係者及び65歳以上の希望者に接種が始まります。準備が整い次第、4 月末辺りから順次接種が開始される予定ということです。新聞報道などによりますと、養老町の3 月17日現在の感染者は50名、岐阜県では4,698 名です。緊急事態宣言解除前は医療の逼迫が盛んに叫ばれておりましたが、報道などによる数字は累計であり、治療が済み、治られた方も含まれております。現在、何人の方が入院治療をされているのか分からない状態です。

1 つ目として、養老町の方で実際に現在治療されている患者数は何名でしょうか。今後、変異種の感染拡大による第4 波到来の可能性も見据えて、医療体制の充実などいかなる対策を考えておられますか。県や国に要望することも含め、お聞かせください。

ワクチン接種について町内外、知り合いに聞いてみると、接種したいと言われる方と、接種はしない、様子を見ると言われる方があります。接種を希望しないと言われる原因として、副反応の心配です。日経メディカルオンラインなどが昨年11月末に実施した調査によりますと、6,830 人のお医者様のうち、ワクチン接種を希望される方は35%にとどまり、「接種したくない」が30%、「分からない」が35%だったそうです。接種したくないと言われる原因として、ワクチンの安全性がまだ十分に検証されていないから、ワクチンの有効性がまだ十分に検証されていないから、副反応が怖いからなどが上げられます。

こちらは厚生労働省のホームページからの情報です。こちらがワクチン予診票です。こちらはワクチン説明書です。

副反応は、テレビ報道などでも御存じの方も多いと思いますが、こちらにも書かれています。主な副反応は、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、発熱など、またまれに起こる重大な副反応としてショックやアナフィラキシーがある。本ワクチンは新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があ

る。接種後に気になる症状を認めた場合は、主治医あるいはかかりつけ医に相談などと書かれています。

現在、日本で接種の実施が予定されている海外の製薬会社3社によるワクチンは、80%台から90%台の有効率が確認されていると報道されています。しかし、メッセンジャーRNAワクチン、遺伝子ワクチンは、これまでに実用化された例がありません。一般的に薬の有効性や安全性を確認する治験は5年から10年はかかるとも言われており、コロナ感染症に早急に対応するため、その期間は大幅に縮小されています。変異ウイルスについての効果や中長期の副反応についてもこれから分かっていくこととなると思います。

近々では、3月14日の中日新聞には、アストラゼネカ製のワクチンで血栓が出た例があり、一時的に使用を中止する国が相次いでいる。WHOは、現時点では問題視しない考え。デンマーク、ノルウェー、アイスランド、ブルガリアが使用停止と発表がありました。

予防接種を受けるに当たり注意が必要な人として、心臓などの疾患や発育障害などがある方、本ワクチンの成分に対してアレルギーが起こるおそれがある人などなど、接種したくてもできない方もあります。こちらに成分表も書かれています。

また、予防接種健康被害救済制度についても書かれています。予防接種では、健康被害、病気になったり障害が残ったりすることが起こることがある。極めてまれではあるものの、なくすことができないから救済制度が設けられているなどなど書かれています。広報「ようろう」にもワクチン接種の受け方がありましたが、こちらはそれを図にしたものと思います。

2つ目の質問ですが、最初に届くのは接種券のみのように思われますが、予診票やワクチン説明書はいつ手元に届くのでしょうか。広報「ようろう」3月号に厚生労働省のワクチン相談窓口のフリーダイヤルも記載してありましたが、町民に事前にワクチンの有効性や安全性、副反応などの情報提供はどのようになりますか。また、役場内にも相談窓口が設置されるとお聞きしていますが、対応の内容はどのようなのでしょうか。

先日、当町役場で開催された人権同和問題研修会で、コロナハラスメントについてのお話がありました。緊急事態宣言が出ている県から帰郷した人に怒りの手紙を出したり、感染者を差別したり、コロナ医療に関わる看護婦さんを差別するものです。

3月10日の中日新聞にこのような記事がありました。中国政府がコロナワクチン接種歴などを示す国際旅行健康証明書の運用を始めた。ワクチン接種、PCR検査などの結果を携帯電話などに表示する電子版や証明書の運用で、昨年11月のG20サミットで健康証明の国際相互承認制度を提案すると呼びかけていた。中国が率先して運用し、各国に承認を促す考え。また、ヨーロッパでもワクチンパスポートの導入が浮上している。しかし、これはワクチンの義務化に通じ、またワクチンを打てない人への差別に通じる。

WHOもワクチンの有効性が確定しないと否定的という内容です。

日本でも、ワクチンを接種した際にデジタル証明書を発行することを検討しているとされています。また、ワクチンの接種状況をマイナンバーに登録の方向ですが、さらに今後、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載も進められようとしています。日本もワクチン接種を証明できなければ移動が制限されたり、例えばお店へ入る際の提示など、基本的人権の侵害行為が現実にならないようにと願っております。

3つ目の質問として、ワクチンを接種しないと判断された方が社会生活における差別、雇用、解雇の面だけでなく、企業などの中で不利に扱われることがないように最大限配慮をすべきかと思われますが、町としての対応はどうでしょうか。

以上3つについて答弁を求めます。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、清水議員の御質問に関しまして、実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答申し上げます。

まず1点目の御回答ですが、先ほど50名という御発言がありましたが、そのうち1名は他市町の方ということで認識しておりますので、昨日現在で当町における新型コロナウイルスの感染者は49名ということでございます。

岐阜県のホームページでは、県内の患者一覧から3名は入院等、46名の方は退院等という情報でございます。まだ予断を許す状況ではございませんが、今回の緊急事態宣言後、第3波の感染は終息に向かっているものと存じます。今後は、まず新型コロナウイルスのワクチン接種をより多くの方に混乱なく接種していただけるよう、地域、住民、医療機関、関係機関と一体になって取り組んでまいりたいと存じます。

ワクチン接種が一段落した後の変異株感染の動向など、この感染症と向き合っていかなければならないと存じますので、第4波以降の感染がある場合も想定して、医師会、県、保健所など関係機関とは情報を常に共有し、迅速な対応ができるようにしてまいりたいと存じます。

2点目の有効性・安全性などでございますが、4月中旬から下旬にかけて65歳以上の高齢者へ接種券、予診票及びチラシを同封しまして、注意事項や副反応なども掲載いたします。詳細な新型コロナウイルスのワクチンに関する情報は、首相官邸や厚生労働省のホームページにて情報が公開されましたので、町広報、ホームページ、ケーブルテレビでの広報のほか、今回送付予定のチラシにも検索方法とQRコードを入れ、これらのことを周知してまいりたいと存じます。庁舎内に設置される相談窓口では、ワクチン接種に関する一般的なお問合せに応じることや、ワクチン接種に関する情報や努力義務であることを踏まえ、個人の判断になることをお伝えし、予約業務の補助などを行う予定でございます。

3点目のコロナハラスメントの内容ということでございますが、昨年11月25日に岐阜

県新型コロナウイルス感染症対策本部から、ストップ「コロナ・ハラスメント」アクションプランが公表され、人権侵害が疑われる事例があった場合は法務局へ通報し、連携を取ることなどの対応が掲げられております。新型コロナワクチンを接種されたかどうかは、町が個人情報保護条例に基づき厳重に管理いたしますので、接種しないことによるコロナハラスメントの可能性は限りなく低いものであると存じますが、様々なケースを念頭に入れて引き続き人権擁護の啓発に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

〔２番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） ２番 清水由美子君。

○２番（清水由美子君） 再質問として提案させていただきます。

数日前、テレビ番組でエボラ出血熱やＳＡＲＳなどの感染症対策にも当たってきたＷＨＯシニアアドバイザーの進藤奈邦子氏が、新型コロナウイルスの世界的な終息の見通しと課題、ワクチンの効果への期待など話されていました。ワクチンの効果を見るのは非常に難しい。ワクチンはたくさん持っている手のうちのカードの中の一つで、ワクチン単独では最大効果は狙えない。また、現在心配されている変異ウイルス。変異ウイルスがあまりに変異し過ぎるとワクチンが効かなくなる可能性があり、それを各国でもすごく心配していると発言されていました。

新型コロナウイルスの感染予防策として、昨年当初より免疫力を高めることがとても大切であると幸福実現党では発信しています。偏った食事をやめてバランスよく栄養を取り基礎体力をつける、心の持ち方をポジティブにする、病は気からと言葉があるように、精神的ストレスがあると免疫機能が低下し、病気にかかりやすい状態になってしまいます。免疫力強化に取り組むことは、その気になれば誰でもすぐ実践できるものです。

アメリカ国立衛生研究所でウイルス学、ワクチン学の研究に携わられたウイルス学者、本間真二郎先生は、時には薬や対処療法が必要だが、真の健康は自分の力によるもの、病気はこれまでの食、生活、メンタルが自然の状態から外れているサインとして現れると言われています。毎年冬に流行するインフルエンザですが、ワクチンを打ってもかかる人がある反面、打たなくてもかからない人もいます。コロナ感染も接触者であっても陰性となる人もいます。かかっても早期回復される方も多いと思います。

オキシトシン研究の第一任者であるウィスコンシン医科大学名誉教授、高橋徳先生も、コロナ対策として自然治癒力、免疫力について御自身のホームページ等で当初から発信されています。感謝と思いやりの心を持つ、笑顔が大切、睡眠・休養をよく取ること。

また、名城大学では、感染症という危機に立ち向かうため、名城大学新型コロナウイルス対策研究プロジェクトを始動し、解決を進めていると名城大学通信春号で特集を組み、発信されています。ウイルスとの共生時代を健康に暮らすための研究、健康を維持するための防御システム、免疫力を高める有効的な方法など薬学部教授お三方の研究が

載せられていました。

その中の一つに、適度な運動、そして養老にぴったりの森林浴がありました。さきの研修でいただいた日本赤十字社が発行する「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう」の中の「第二の感染症「不安」に振り回されないために」にも、このようなイラストで紹介されています。ウイルスに関する情報にさらされるのを制限し、距離を置く時間をつくる。テレビを一日つけていますと、同じニュースが3回ほど流れていると思います。ここにもお散歩をしようというイラストが描かれています。

ワクチン接種が始まっても、マスク生活はしばらく続きます。提案として、広報「ようろう」に、コロナが一定程度終息するまで一人一人誰でもが実践できる感染予防などの情報を提供してはどうでしょうか。例えば、現在、広報「ようろう」に料理コーナーがあります。免疫力アップになるレシピや食材にしてはどうでしょうか。東京大学名誉教授、微生物博士、小柳津広志先生は、「コロナに殺されないたった1つの方法」の中で、ゴボウやバナナ、ニンニク、ヤーコンなどの食材に含まれるフラクトオリゴ糖を摂取すると腸内の酪酸菌を増やし、人間の自然治癒力を高めると紹介されています。

また、町内11地区に設定されるウォーキングのモデルコースの紹介や、町民の健康増進を目的としたウォーキングコンテストなど養老のすばらしい自然あればこそと思います。町長の施政方針、安全・安心な生活基盤づくり、予防事業とも合致しているように思います。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、再質問に関しましてお答えを申し上げます。

現在、町のホームページでは保健医療課が掲載しております新しい生活様式における食生活にリンクを貼っております。特に御高齢の方に低栄養が感染リスクにつながると広報しております。町広報紙への掲載内容につきましては、ワクチン接種と並行して検討をしてみたいと存じます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） コロナ対策に伴い、町民の方の話の中で、いつもは混まない胃腸科が混んでいるとお聞きしました。今までに経験したことのない不安な生活をされておられる方も多いのではないのでしょうか。新聞などの報道で倒産件数の増加、コロナ解雇、雇い止め問題、小・中・高校生、女性の自殺も増えているとあります。

進藤奈邦子氏は、将来的には普通の風邪とかインフルエンザとか、そういう形になっていく可能性が高いのではないかと最後を締めくくられていました。一日でも早くその日が来ることを願います。

町長及び町職員におかれましては、日々町民の安心・安全のために知恵を絞られてい

ると思います。今後も町民が安心して暮らせるまちづくりに向けて、コロナに打ち勝ち、時代に即した施策を進めていただくことをお願い申し上げまして、本質問を終わらせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 以上で、2番 清水由美子君の一般質問を終わります。

次に、3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に従って質問いたします。

質問事項は、1項目め、第5次総合計画について。2項目め、健康福祉について。3項目め、町民プールについて。以上3項目について御質問いたします。

まず最初に、第5次総合計画について質問いたします。これはどちらかというと結果についてです。

総合計画の役割として、取り巻く環境変化に対応するまちづくりの在り方を明らかにし、今後のまちづくりの目標と活性化の仕組みや過程を表すもので、まちづくりを推進するための計画です。法律的には、総合計画と地方自治法の関係は、地方自治法第2条4項で、市町村は、その事務を処理するに当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないとされていました。

しかし、地域主権推進一括法など地域主権改革関連3法案では、国からの義務づけ、枠づけの見直しの一環から、平成23年5月に地方自治法の改正があり、この第2条第4項が削除され、基本構想の策定は自治体の義務ではありませんが、本町では自治体・行政・地域経営の推進において、まちづくりの指針となる総合計画の策定は不可欠な取組と位置づけています。言わば行政として必要としているところです。この計画は基本構想として平成23年度から平成32年度、要は10年間ですけれども、基本計画として平成23年度、見直しとして平成28年度から32年度、その間に実施計画があります。それで、10年間の基本構想について、その中の第3章に掲げるまちづくり推進力の強化についての3点について質問いたします。

1点目、3つの仕組みづくりを掲げていますが、行財政改革、地域協働、住民自治の推進はどのように進められましたか。

2点目、住民自治と地域協働の在り方とありますが、地域協働型事業の概念として説明していますが、実際にはどのような力が形成されましたか。

3点目、行財政改革による地域経営の力とありますが、総合計画を基本とするPDCAサイクルがありますが、実際に結果としてどのように評価されているのか、3点について御質問いたします。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 小寺議員の3点についてお答えをさせていただきます。

まず第1点目の行財政改革、地域協働、住民自治の推進についてでございます。

行財政改革に関しましては、平成23年に養老町行政経営改革プランを策定し、所属長以上で構成された行財政改革推進本部を設置するとともに、専門部会やワーキンググループなどで取組事項について調査研究を重ね、改革を実行してまいりました。その後、平成30年には、町長の諮問機関である養老町行財政改革推進審議会を設置するとともに、第2次養老町行政経営改革プランを策定し、学識経験者を含めた審議会へも意見を求めながら進めているところでございます。

また、地域協働・住民自治の推進に関しましては、平成26年に制定いたしました地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例に基づき、地域のことは地域で決められる新しい仕組みづくりである地域自治町民会議の設立を推進するとともに、第5次総合計画・後期基本計画に協働の取組を設け、町民の皆様にもできることから少しずつ取り組んでいただけるよう努めてまいりました。

次に、2点目の住民自治と地域協働の力の形成についてでございます。

地域自治町民会議の設立に当たっては、地域まちづくり計画を策定していただいております。その策定過程では、地域の課題についても意見を共有し、話し合いを進め、課題解決に向けた企画・検討が行われております。既に設立されている3地区では、地区独自の防災訓練や交通安全運動、環境美化に対する啓発など地域課題にアプローチする新たな取組も実施され、これらに行政が協力することで住民と行政が補完し合い、協力して地域課題の解決に当たる体制が徐々に強化されていると考えております。

このほかにも、町内2地区で設立に向けた準備・検討を行うための委員会を設置され、議論をしていただいております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画どおり委員会を開催できない時期もございましたが、個人個人の検討期間に充てていただくなどの工夫をされ、準備を進めていただいております。地域の中で地域の課題や予算について話し合い、意識を共有することで地域協働の力の形成に向けた大きな一歩になると考えております。

最後に、3点目のPDCAサイクルによる評価についてでございます。

第5次総合計画では、事務事業評価と施策評価によるPDCAサイクルを実施しております。事務事業評価においては、今後の課題を明確にし、その改善策や対策を明記することで次年度の事業の円滑な実施を図ってまいりました。また、施策評価においては、指標を用いて達成状況を評価し、次年度の方針を明らかにしております。令和元年度における指標の達成状況といたしましては、54指標のうち23指標、達成率42.6%でございます。また、第5次総合計画・後期基本計画の目標指標の令和元年度における達成状況は、107指標のうち35指標、達成率32.7%でございます。令和2年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業の縮小や実施を見送るなど大きな影響を受けており、目標達成は非常に厳しい状況でございます。

新年度以降、ウイズコロナ、ポストコロナの中にあっても事業を確実に遂行し、持続可能なまちづくりを実現しなければなりません。本年度策定いたしました養老町まちづくりビジョンでは、今後のまちづくりに重要な目標指標に再編するとともに、組織別行動計画により年度ごとに具体的な取組内容を精査することで着実に成果を上げ、社会情勢の変化にも柔軟に対応できる仕組みといたしました。「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」を実現するため、精いっぱい取り組んでまいります。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 3 番 小寺光信君。

○3 番（小寺光信君） 1 点目の行財政改革、地域協働、住民自治の推進は、3 つの仕組みがそれぞれ重なり合って進むのではないかと受け取りました。

行財政改革では、養老町行財政改革推進審議会の設置、地域協働・住民自治の推進では、地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例の設置などということが協働の取組につながるのではないかと。

また、2 点目の住民自治と地域協働の力の形成については、地域自治町民会議の設立によって地域の課題を住民と行政が補完し合い、体制の協力が形成されてきたのではないかと。ただいまの答弁からすると、一番ポイントとなるのは、今から 7 年前の平成 26 年度に制定された地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例の設置が一番大きな力を持っていると思います。この条例の第 3 条に、目的を達成するため、町と対等な立場において地域の課題に対し協働して取り組む関係とあることから、行政当局においては、もっとこの条例を積極的にアピールしていただきたい。

最後の P D C A サイクルによる評価は生の数値だと思いますが、少し低い達成率だと思います。計画の中に数値ばかりを入れると、どうしても数値化できないものが出てきますので、第 6 次総合計画では見直しを含めて進めていただきたい。

1 項目めの第 5 次総合計画については、まちづくり推進力の評価について質問しましたので、次の第 2 項目の健康福祉について質問します。

養老町第 5 次総合計画の後期基本計画の中に、健康づくりがあります。現状と課題のところで健康づくり、地域医療、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度がそれぞれで検討がされて、施策が目指す姿として町民、地域、関係機関が一体となって健康づくりに取り組み、生き生きと暮らせる明るいまちづくりを目指すところの中で、これは非常に大切なことだと理解しておりますので、目標に掲げている 4 点について御質問します。

1 番目、健康について、施策に満足している人の割合、2 番目、特定健康診査受診率、3 番目、被保険者 1 人当たりの医療費、4 番目、国民健康保険税の収納率、以上の目標値は平成 32 年度で掲げられていますが、目標値は達成できたかお伺いいたします。

○議長（吉田太郎君） 尾前住民人権課長心得、自席で答弁。

○住民福祉部住民人権課長心得（尾前真理君） 小寺議員の御質問につきまして、実務的

な内容が含まれておりますので、私のほうから御回答させていただきます。

健康づくり施策に満足している人の割合については、無作為抽出による住民アンケートから指標を作成しておりましたが、同じ方がアンケートに回答するものではないため、指標とすることは不適當という判断により、まちづくりビジョンから目標値を削除しております。

2つ目、特定健康診査受診率についてでございますが、目標値である65%は国が定める数値でもあり、当町の現状は、平成21年度31.7%、平成26年度33.1%、令和元年度39.3%で少しずつ向上しております。令和2年度は40%を超えることを目標に受診勧奨での新規事業を計画しておりましたが、コロナ禍ということで実施できず、令和3年3月1日現在の速報値では36.7%で、前年同月比2%減少しております。当町のデータヘルス計画において、重点保健事業として健康意識を高めるための地区での健康イベントを進めてきた結果、自庁内の連携体制や医療機関との連携体制も整ってきており、受診率にもその効果が現れていると考えられることから、今後の状況を見ながら再開していく予定でございます。

3点目、被保険者1人当たりの医療費についてでございますが、目標値が現状以下ということでございますが、平成21年度26万2,950円、平成26年度33万6,909円で年々増加傾向にございます。令和2年度は、医療機関の受診控えによる影響から前年度より減額になると想定されますが、今後も重症化してからの受診となっていないかなど、調査研究及び適正受診の取組を継続し、医療費の抑制を図ってまいります。

続きまして、4点目の国民健康保険税の収納率につきましては、目標値が95%で、平成21年度89.21%、平成26年度93.18%、令和元年度96.68%で、令和2年度につきましては、令和3年2月末現在、前年同月比1.19%の増であることから目標値を達成する見込みであり、引き続き税務課と連携してまいります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） なぜこの質問をしたかといいますと、健康づくり施策を重点的に行うことにより、治療より予防につながるからです。これにより、年々増加している被保険者1人当たりの医療費の抑制につながるからです。ぜひ健康づくり施策を進めていただきたいと思います。

次に、健康福祉について関連がありますので、ねんりんピック岐阜2021について御質問します。

ねんりんピック岐阜2021岐阜県のホームページによりますと、ねんりんピックの愛称で親しまれている全国健康福祉祭は、60歳以上の方々を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典です。多彩なイベントが開催され、地域や世代を超えた交流の輪が広がっています。厚生労働省創立50周年を記念して、昭和63年に兵庫県で第1回大

会が開催されて以来、毎年開催されています。2021年は第33回大会が岐阜県で開催されます。例年、スポーツ文化交流大会では、全国から約1万人の選手、役員が参加します。その他開催期間中、美術展や健康関連イベントも多数開催する予定です。多くの皆さんの参加をお待ちしております。

なお、開催はスポーツ庁となっていますが、これに関連して養老町では具体的にどのように関わるのか御質問いたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、小寺議員の御質問に関しまして、実務的な内容が含まれますので私のほうから御回答申し上げます。

ねんりんピック岐阜大会2020は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして1年延期になりましたが、実施要綱は2021大会に引き継ぎ、実施に向けて進んでおります。この大会では、高齢者の健康寿命を延ばすとともに、全ての人々が生涯健康で活躍できる社会づくりを基本方針としています。当町におきましてはペタンク交流大会が開催される予定で、ねんりんピック岐阜2021養老実行委員会が実施主体となり運営いたします。

ペタンク交流大会は、中央公園多目的広場で全国から72チーム、288人が参加され、10月30日の開会式をはじめ、31日に予選、11月1日に決勝戦を行う予定であります。上位16チームと上位4チームには表彰がございます。また、最高齢の男女の競技者などにも表彰があります。

また、この大会を通じまして町の特産品や郷土料理の振る舞い、商工観光のPRなど、選手、大会関係者、一般観覧者を当町ならではのおもてなしでお迎えし、再度訪問していただくきっかけをつくるなどの事業も行っていきたいと存じます。

私からは以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ねんりんピック岐阜2021の答弁ですが、この大会の基本方針は、高齢者の健康寿命を延ばすとともに、全ての人々が生涯健康で活躍できる社会づくりとあります。この大会が養老町でペタンク交流大会として行われ、それぞれの予選、決勝戦と行われることから、これを機会にして養老町はコロナ対策も含め、一体となって積極的に大会の支援を行っていただきたい。全国からの参加者に対して、養老町のアピールを含めて丁寧に親切に真心を込めて最大限のおもてなしをしていただきたいと強く願います。

最後に、3点目の町民プールについて質問いたします。

2020年12月18日の建通新聞の報道によりますと、養老町は建設後22年がたつ町民プールの今後の在り方について、屋内プールを廃止した上で施設の運営方法を検討していく方針に決めた。今後は、現在行っているパブリックコメントの結果を2021年2月上旬に

まとめ、行財政改革推進審議会に諮り、町長へ答申するとありますが、この内容について。

1 番目、屋内プールを廃止した上での施設の運営方法を検討していく方針に決めた。

2 番目、パブリックコメントの結果を2021年2月上旬にまとめ、養老町行財政改革推進審議会に諮り、町長へ答申するについての関連する質問をします。

1 点目です。町民プールの耐用年数は何年か。屋内プール、屋内プール以外の建設と施設です。

2 点目、町民プールの建設費用の内訳、補助分。その次、起債と償還年数。その次に、町単独費用分です。屋内プール、屋内プール以外の建設と施設です。今までの維持改修費用費は幾らか。

3 点目、これからの維持費用は幾らが見込まれるか。

以上3点について御質問いたします。

○議長（吉田太郎君） 西川教育委員会事務局長、自席で答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（西川敏明君） ただいまの小寺議員の御質問でございますが、実務的な内容が含まれておりますので、私のほうから回答させていただきます。

まず1点目でございます。町民プールの耐用年数につきましては、町民プールは平成10年10月1日から供用開始をしております、屋内プール部分の耐用年数30年で22年が経過しており、残存期間が8年、その他の施設につきましては50年で、残存期間は28年となっております。

2 点目、町民プールの建設費用の内訳と今までの維持改修費用についてということでございますが、町民プールとそれ以外の部分で分けてという御質問でございましたが、分けることが困難ということで、申し訳ございませんが一括してということで御報告をさせていただきたいと思っております。

町民プールの総建設事業費につきましては23億5,469万8,000円で、そのうち県の振興補助金が2,000万円、起債が17億6,580万円、一般財源が5億6,889万8,000円となっております。起債につきましては10年償還ということで、平成21年度に返済は完了しております。

平成24から25年度に実施をいたしました町民プール屋根大規模改修工事の総工事費につきましては3億817万5,000円で、そのうち起債が2億430万円、一般財源が1億387万5,000円となっております。こちらの起債につきましては2口ございまして、償還の詳細でございます。平成25年度の借入れで3年据置きの20年償還、平成28年9月から償還が始まっております。現在5年目、令和15年3月まであと12年間で、未償還元金が4,556万9,781円。もう一口、平成26年度借入れで2年6か月据置きの20年償還で、平成29年3月から償還が始まっております。現在5年目、令和16年3月まで13年間の未償還

元金が1億591万3,528円ということで、合計いたしますと未償還元金は1億5,148万3,309円でございます。

また、大規模改修以外の令和元年度までの施設の維持改修費用につきましては、1億6,772万9,000円でございます。

3点目のこれからの維持費用の見込みでございますが、維持管理費用といたしまして毎年9,800万円、また長寿命化施設の更新費用といたしまして熱源の設備大規模改修工事が必要になってまいります、こちらの熱源設備の改修工事費として1億3,400万円、空調設備改修工事費が9,300万円、ろ過設備改修工事費が1億400万円、給排水衛生設備改修工事費が3,200万円、設計管理費が2,000万円と屋上防水改修工事費が4,900万円、外壁タイル補修工事費が5,000万円、電気設備改修工事費が900万円、その他の工事費といたしまして9,800万円となりまして、総工事費といたしましては5億7,000万円となる見込みでございます、これを1年に当たりにいたしますと約4,800万円となりまして、維持費用といたしましては、毎年1億4,600万円が見込まれるところでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま3点の答弁をいただきました。

1点目では、屋内プールの耐用年数は30年で残存期間が8年間、その他の施設は耐用年数が50年で残存期間が28年間、まだ十分残存期間があります。

2点目の建設工事費は約23億5,000万円。このうち借金に相当する起債額の未済償還元金が1億5,000万円で、起債の内訳は2口で、1口は12年間の償還があり、未償還元金約4,500万円。それからもう一口は13年間の償還が残っており、未償還元金は1億500万があります。あくまでもこの数字は元金ですので、これに利息が加わります。

3点目の維持管理費用として毎年9,800万円。熱源大規模改修工事費として、先ほど5億7,000万円で、1年間当たり4,800万円の、合計毎年1億4,600万円かかる計算ですが、最終改修経費の工事費は幾らになるのか。先ほど熱源とか電気設備とかいろいろの言っていたと思いますが、この3つを考えますと、まだまだ検討の余地は十分あるのではないかと。

養老町行財政改革推進審議会の答申についての方向性については、既に午前中の質問で済んでおりますので、ここからは公の施設、町民プールの方向性について御質問いたします。

平成30年度から公共施設の在り方について検討を開始、町民プールの検討を開始、それから平成31年度では、公共施設の在り方の検討、町民プールの管理運営状況を分析、令和2年度では町民プールの管理運営状況の分析結果を特命チームで資料化、昨年11月に町民向けアンケートの実施、12月にアンケート取りまとめ、パブリックコメントのネ

ット上での実施、今年の２月15日に養老町行財政改革推進会議開催、同年２月19日に養老町行財政改革推進審議会答申、同じく２月26日に養老町議会議員全員協議会で説明と、非常に手回しとか、行政の進め方ではそつなくやってこられたとお見受けいたします。行政の進め方を判で押したかのように、しかし何かが不足している。

大橋町政は３期目に入り、安定した行政のかじ取りがされている。内政的には、職員の特命チームといった町職員の能力向上が他の職員にも波及効果として徐々に発揮されている。言わば横綱相撲に近づいているのではないか。これまではこれでよかったかもしれないが、少子高齢化、人口減少化が進む中ではそうはいかない。困難な問題を整理していかにスムーズに進めるかは非常に重要な鍵となってきます。そうすると、これまで調べた資料を基に町民にもっとアピールする必要があるが出てくる。養老町行政が政策を積極的にアピールするとなれば、大橋町政が初期の頃に行っていたタウンミーティングとか、行政懇談会の町民参加型といった養老町政と養老町民の対話型が必要ではないかと考えるんです。

理由は、町民にもっと積極的に情報を提供、そして相互理解の上での行政の推進を図ることです。これを進めれば、次に控える養老庁舎の今後の方向性にも使えるというものです。養老庁舎も約50年経過していることから、間近な問題です。そういった中で、養老町に一番必要なことは、正確な行政情報を町民に提供して、どのような方向が一番適しているのか、町民と積極的に関わり合う町政が必要だと思います。それで養老町の考え方、対応について伺いいたします。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） ただいまの町民プールの今後の方向性と、それから町民と積極的に町の課題について語り合う町政についてということでの御質問をいただきました。

まず、町民プールについてでございますけれども、町民プールの一時休館は苦渋の決断でございました。そこに至る経緯は既にお話をしてきたとおりでございます。教育委員会も、町長部局の職員も、特命チームで検討してきた職員も、残せるものなら残したいという思いで考えてまいりました。しかしながら、町民プールに関するアンケート結果は、公共施設としての屋内プール廃止57%、今後の運営方法を検討すべきが28%を占めています。町民の皆様の税金をこのまま町民プールに使い続けることが町全体の福祉につながるのかという点で、廃止や運営方法を検討すべきという御意見をいただきました。このような結果を踏まえて、町行財政改革推進審議会の答申が出されました。この答申は大変重いものだと考えております。このことを踏まえ、町民プールの方向性について考えなければなりません。

町民プールが休館となる７月までに町民の皆様に対する情報提供を行います。住民アンケートから一時休館までの期間が短く、町民の皆様への情報提供が十分ではございませんでした。そこで、運営に必要な経費や利用状況だけでなく、アンケートの結果や御

意見について、さらには継続を望まれる利用者が費用負担が増えてもよいと考えておられることもお知らせしつつ、その上で、施設を維持した場合の見通しなども示しながら町民プール運営について考えていただけるようにしたいと思います。その後は、広い視野で施設利用を検討したいと思います。民間企業の利用希望がないか模索したり、施設維持費を抑える運営方法はないかを検討したりすることです。

公共施設の維持管理は養老町全体の課題でございます。施設の老朽化や人口減少が進む中で、その在り方を検討しております。その方向性は町民プールだけではございません。町民の皆さんの御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えます。利用者と利用されない方の意見が食い違うのは当然でございます。町民の皆様の幸せを実現するため、公共施設の存続について選択が必要であるという現実と、それを検討する方向性を御理解いただけるよう努めてまいる所存でございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいま結構丁寧な答弁をいただきました。

養老町行財政改革推進審議会の答申も重要だと理解しておりますが、大金をはたいて建設した施設で残存期間がまだ十分にあり、その上、未済額の償還元金が残っている上では、公の施設としては検討の余地がまだまだあるのではないかと思いますので、十分な情報を正確に幅広く提供して、町民主体の行政になりますよう強く望みます。

これにて質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 3番 小寺光信君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後2時20分。

（午後2時07分 休憩）

（午後2時20分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

次に、13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき3点で質問をいたします。

初めに、教育行政について教育長の見解を求めるものです。

文部科学省が進めているGIGAスクール構想、2月4日には高田中学校でタブレット端末の貸与式が行われ、年度内には小・中学校9校の児童・生徒に2,100台が貸与される計画になっています。

活用の仕方によって有意義なものにもなり得ますが、児童・生徒に与える健康面の影響など慎重な検討が必要です。既に懸念されているのが電磁波の影響や隠れ近視の増加です。今議会では隠れ近視について伺います。

まず最初に、通常の視力検査による養老町の児童・生徒の実態について、裸眼視力が

1.0未満の割合は小・中学校で何%でしょうか。この割合は、昨年度の全国の学校保健統計調査の平均割合から見て、どのような状況であると認識していますか。

本年1月24日、NHKが児童・生徒の隠れ近視の増加を大きく取り上げ、反響を呼びました。

近視は、一般的には視力検査の値が低下する障害があるとされますが、多くの場合、眼球の長さが伸び、明るさや色、形などを感じる網膜の手前でピントが合ってしまうことで起きます。このため、正確に調べるには、特殊な装置を使って、目の表面の角膜から最も奥にある網膜までの眼球の奥行き、眼軸の長さを測定することが必要です。

文部科学省は、来年度から全国で眼軸の長さを調べる初めての大規模調査を始めるとしていますが、当町の隠れ近視実態調査の取組を伺います。

さらに、学校ではタブレット学級などに健康面からどのような指針を上げ、対策を講じているのか、家庭との連携をどう進めるのか伺います。

次いで、就学援助制度について伺います。

就学援助は、憲法26条、教育基本法4条、そして学校教育法19条で、どの子もお金の心配をしないで学ぶ権利を保障するための制度です。

2017年12月議会の一般質問で、入学準備に間に合うよう前倒し支給を求めてきました。また、市町村で補助対象品目の変更で、眼鏡を対象にするよう求めてきました。

多くの市町村では、年度当初の申請について前年度の所得額を基準にしています。しかし、全国でコロナ禍の下で家計急変の世帯を就学援助の対象にすべきではないかと声が広がり、文部科学省は都道府県教育委員会に対して、家計急変の対応と保護者への周知を改めて求める事務連絡を出しています。自治体によっては休業などでの収入減で即座に認定すると保護者へ案内プリントを配付し、周知を図っています。

新年度予算では、小・中学校での就学援助費を149万6,000円増額しましたが、家計急変保護者の対応について伺います。また、新年度の支給項目や金額など前年度までと比較し、どのように検討されたのかを伺います。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君、自席で答弁。

○教育長（森島恵照君） 水谷議員の御質問にお答えします。

まず1点目、視力検査の状況です。

各小・中学校で行った健康診断での視力検査の結果、裸眼視力で1.0未満と判定された児童・生徒数は、小学校で524人、中学校で297人でありました。

御質問の割合としては、小学校は38.93%、中学校は47.22%です。全国平均等と比べてということですが、小学校はやや高く、中学校は10ポイントほど低いという状況です。なお、これらはコンタクトレンズをはめた状態で測定した者を除く裸眼視力測定者のみに絞った場合の結果であり、左右のどちらかが悪い方の視力を基に統計を取っております。

視力検査の結果、両目もしくは片目が1.0未満である場合は、学校は対象者に医療機関の受診を進め、その後診断結果を提出していただくということで、近視の現状を把握しております。

2 点目、隠れ近視実態調査についてです。

先ほどの御質問にあったように、眼球の奥行き、いわゆる眼軸が伸びて、網膜の手前でピントが合ってしまい、遠くのものが見えにくくなる目の状態のことを近視と呼んでいます。近視の検査を厳密に行うことは特殊な装置が必要であるため、各学校で行う視力検査はそこまでできません。学校で行う視力検査はいわゆるスクリーニングで、専門医への受診の結果を基に隠れ近視の実態把握に努めているのが現状です。

3 点目、学校、家庭での予防対策についてです。

新型コロナウイルスの影響で、デジタルデバイスに触れる時間が増え、子供たちの視力低下を心配する声が高まっております。今後、タブレット端末を使用して行う授業も増えますので、教育委員会においてはタブレット活用のルールを定め、タブレット使用时には正しい姿勢で画面に目を近づけ過ぎないように、また児童・生徒にはあまり長く使わないように注意喚起しております。

学校においては、目の愛護デーに合わせた健康指導や目の体操、保健だよりでの啓発、正しい姿勢で読み書きをすることの指導、机と椅子の高さを調整し、学習環境を整えるなどの取組を行っています。

家庭での取組は、啓発を中心に取り組んでいます。

本町 P T A と学校は、平成27年 2 月に養老町情報モラルスマイル宣言を作成しました。子どもの 5 か条のうちの一つに、情報通信器機は時間を決めて使用しますとあります。長時間しないよう働きかけています。特に一方的な決まりではなく、約束を親子で作り、各御家庭で取り組んでいただくようしています。また、ノーメディアデー、ノーゲームデーといった情報器機を使わず親子で触れ合う機会を設ける取組も実施しております。

子供時代に視力が低下してしまうと生涯にわたって影響が出ます。家庭や保護者任せにするのではなく、学校と情報連携し、懇談会や集会等の場で話し合い、対策を講じていくなど、学校と保護者、児童・生徒がともに健康意識を高め、視力低下防止に取り組む環境を整えたいと思います。

次に、就学援助制度についてです。

コロナ禍で家計が急変した保護者への周知についてお答えします。

周知方法は町ホームページの掲載、新入学用品で費用がかさむ小学校新 1 年生、中学校新 1 年生の保護者に対するチラシの配布に加え、学校においても就学援助について気軽に相談できるよう申請書類を備えています。

就学援助制度は、独り親世帯への援助というイメージが強いのですが、夫婦が健在で、

共働きであっても制度を利用していただくことができます。新型コロナの影響により収入が減ったため、就学援助の相談をされる方も少しずつ増えています。そのため、町のホームページではコロナ禍で家計が急変した場合にも申請できる旨を周知し、電話や窓口相談、郵送での書類のやり取りなど柔軟に対応しております。また、新型コロナの影響による収入減により申請された場合、所得証明書だけでは直近の状況が分かりにくいので、最新年分の源泉徴収票の写しや給与支払い明細書の写しの提出を求め、より詳しい家庭状況を把握して、申立書を作成していただいております。そして、実態に応じて就学援助の認定審査を行えるようにしています。

2021年度の就学援助の支給内容と金額についてもう一つ質問がありましたので、お答えさせていただきます。

援助の支給項目としては令和2年度と同様で、新入学児童生徒学用品費、学用品費、通学用品費、校外学習活動費、修学旅行費、学校給食費の6種類です。

各支給項目の金額については、令和3年度の要保護児童生徒援助補助金予算単価と文科省が定めて示す単価を参考にしています。準要保護者への援助が要保護者への援助と同等に行われるよう金額設定をしております。

年度途中に受ける新規申請の人数については、ここ3年間の平均は21.7人でしたが、新型コロナウイルスの影響により、認定者が通常よりも増加すると見込んでおります。令和3年度の予算拡充はそうしたため提案をさせていただいたところです。

眼鏡に関する援助の御提案をいただきましたが、近隣自治体の様子も調べてみました。そうしたところ、眼鏡に特化して援助を行っている事例はあまりありませんでした。特定の支給項目を追加するのではなく、就学援助を受けていただく絶対数を増やす方向性を考えています。就学援助が受けやすい環境を整えるよう、今後も制度の周知をしてまいります。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） NHKが京都市の小学校と専門家の協力で、昨年6月に行った実態調査によると、眼科の受診を必要とされる視力0.7未満だった児童は23.4%でしたが、児童576人の眼軸の長さや角膜の形などを測定したところ、近視と判定された児童は54.5%と半数以上に上り、視力検査では分からない隠れ近視とも言える児童が2倍以上いたことが分かりました。さらに、眼軸近視の児童は既に1年生で23.5%、6年生で78.3%と、学年が上がるほど増える調査結果に驚くばかりです。また、既に1年生で23.5%という数字に、乳幼児期における目の使い方というのも課題になるということが分かりました。学校、家庭での密な対策が求められます。

WHO、世界保健機構も深刻な公衆衛生上の懸念があるとして、世界各地で様々な対策が取られ、その一つが3つの20と太陽光です。20分継続タブレット学習などをしたら、

20フィート、約6メートル以上離れたものを20秒間眺めるというルールです。

また、眼鏡の県、福井県ではこのような動画を児童・生徒に奨励している体操があります。少し御覧ください。

〔動画上映〕

○13番（水谷久美子君） 3分の動画です。

国のGIGAスクール構想は、人体に安全な有線LANの推奨や電磁波過敏症の児童・生徒の対応、Poe給電機の各教室設置、児童・生徒に配る端末のスクリーンにブルーライトカットシールなどに対応していません。各自治体の裁量としています。

100年使う大切な目です。義務教育の中で、児童・生徒の目を守る施策が今求められています。全学校の課題として、養護教員の専門的な知識も取り入れ、児童・生徒の視力を守る取組をさらに積極的に行っていただく、再度教育長の見解を求めます。

また、就学援助金については、例えば2019年と2020年の収入の差が分かる書類を年度途中に出し、就学援助が利用できる通知が年度途中に来た場合、4月に遡って振り込まれると承知していますが、当町はそうに対応していますか、確認いたします。

○議長（吉田太郎君） 教育長 森島恵照君、自席で答弁。

○教育長（森島恵照君） まず目の健康、近視予防を学校の課題として取り組むということについてです。

児童・生徒の視力を守る取組を健康課題の一つとして位置づけて取り組んでまいります。学校には学校保健安全委員会が位置づけられており、年間2回から3回開催しています。学校医、薬剤師、保護者の代表、学校職員で構成していますが、そこでも視力については取り上げてきました。専門医の御指導や助言を基に、一層積極的な取組をしてまいりたいと思います。

また、近視予防には専門医の診断と治療が必要ですが、受診率が低いのが現状です。眼鏡を使用している児童・生徒も現在の目の現状に合った眼鏡に調整されていないため、結果として視力低下を招くとお医者様から指摘をされることもありました。眼科の受診が大切であることをお知らせし、啓発を続けてまいりたいと思います。

学校における健康課題に対する取組は、歯磨き、フッ化物洗口、子供ロコモ、ストレッチ体操等、現在多様な取組を実施しています。その中に遠方訓練や目の体操、姿勢指導等を取り入れ、児童・生徒が自らの目を守るという健康意識を高めてまいりたいと思います。

2点目の就学援助金の支出についての御質問についてですが、養老町要保護及び準要保護児童生徒就学援助に関する要綱第9条に次のように定められています。

就学援助を受けることができる期間は、教育委員会で認定した日の属する月から当該年度の3月までとする。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。原則、申請していただいた月からの支給になるということが規定されて

おりますので、現在そのようになっています。例えば4月に申請していただきましたけれども、何らかの書類等の不首尾等があって5月に認定された。そのようなケースがあったときは、4月まで遡ってお支払いをさせていただいております。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 隠れ近視、また就学援助金については、町教委も2つの課題に向き合っているということが分かりました。

また、この隠れ近視に関しては、私の議員のテーマにしておきたいなということを改めて思いました。

それでは2点目、緊急通報システム事業について伺います。

この事業は、第7期養老町シニアプラン21、第3節、福祉サービス介護予防・生活支援事業にも位置づけられた施策です。

改めてホームページの緊急通報システムの案内を見ると、緊急通報装置を御自宅の電話に接続し、緊急通報用のペンダントをお渡しします。緊急の病気や災害、事故などのため援助を必要とするときに、この装置またはペンダントのボタンを押すだけで消防署に通報され、迅速な救急及び救助活動につながますと記しています。

しかし、当町の緊急通報システムの装置の設置の現状は、N T T固定電話回線のみが可能であり、現に最近まで、現在光回線使用者は御利用できませんので、御了承くださいとしています。

近年、詐欺被害防止・迷惑電話防止、生活費の削減、加えて携帯電話などの普及で固定電話を取り外す高齢者が増えています。また、安価な料金設定を求め、N T T以外の回線を利用する独り暮らし世帯も多くなっています。時代が求める緊急通報システムの構築が求められていますが、現状と今後の方針について伺います。

これが町内の80代の方が町の貸与で設置しておられる緊急通報システムの措置でございます。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、水谷議員の御質問に関しまして、実務的な内容が含まれますので、私のほうから御回答を申し上げます。

現状の認識についてでございますが、以前は緊急通報システムはN T Tの固定回線のみでございましたが、現状を確認したところでは、平成30年2月にシステム本体を更新してからは、N T Tアナログ回線、N T T光回線、a uひかり回線、ソフトバンク光回線、ケーブルテレビの回線を利用できるようになり、現在利用者は180人前後で推移しております。

また、緊急通報システムのほかに現状の通信指令システムには、メール119、ファクス119があり、会話に不自由な聴覚・言語障害者が救急要請などを行う同様のシステム

があり、迅速な救命活動につながっているものと存じます。

今後の方針でございますが、スマートフォンなど携帯電話につきまして、通信網の回線が常に安定していないため、現行の緊急通報システムには使用できないものと判断しておりますが、スマートフォンは高齢者の方にもかなり普及してまいりましたので、緊急通報できるツールがないか、引き続き調査研究をしてまいりたいと存じます。

また、N e t 119緊急通報システムは、音声による119番、通報が困難な聴覚・言語機能障害者が、スマートフォンなどを用いて、いつでも全国どこからでも音声によらない緊急通報を行えるシステムであり、当消防本部も令和4年度の運用を目指してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 当町のシステム、N T Tのアナログ回線専用器機として当初は設定されました。

今、平成30年2月にシステムの本体が更新し、以外の回線が使えるということでしたが、1週間前までは町のホームページには先ほど出たような記載がされていまして。ということは、平成30年からここ1週間前までそういうふうな記載であったわけです。今、ホームページはどのようになっていますか。

それと、N T T、I S D N回線、各社A D S L回線、電話機なしタイプを除いたり、各社光回線、各社ケーブルテレビ回線、ソフトバンクおとくライン、直収電話、スマートフォンなどからアクセスするN e t 119緊急通報システム、また聴覚の不自由な方のN e t 119など言われましたけれども、それらの情報は民生委員さんに周知されていますか。

多くの自治体では対応器機に、通常、緊急通報システムは固定電話回線を利用しますが、固定電話回線へ加入されていない方は御相談くださいとしたような、要望する依頼者に寄り添った近隣自治体のホームページの対応がかいま見られます。

実は2月3日、町内に住む70代の独り暮らしの男性から連絡を受けました。体が衰弱し、立ち上がったときに転倒し、しばらく動けなくなってしまう、またこんなことがあると不安だということで、緊急通報システムの導入をお話ししました。喜んでいただき、名古屋の実のお姉さんも書類の記載を手伝ったり、協力者2名のお願いをするため、名古屋から駆けつけられました。

民生委員さんも心配され、書類の段取りが整い、民生委員さんが担当課に行かれ、そこで固定電話がないため取付けができないことが分かりました。このような事例がこれまでもあったと思いますし、今後もあると思います。民生委員さんとの連携関係、またこのN T Tの固定電話のアナログ回線、またその他の回線、実数が分かればお答えください。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、再質問につきまして御回答申し上げます。

まずホームページにつきましては、光ケーブルが使用できませんというふうな記載がございましたが、今はその記載につきましては削除してございます。

それから、民生委員さんの周知につきましてはですが、その前に1つ御回答申し上げますので、今回のように固定電話がなくてスマートフォンのみを所有している方につきましては、現在の緊急通報システムは利用できないというふうに解釈をしておりますが、スマートフォンによる緊急通報を調査いたしましたところ、認証前の状態で緊急通報できる機種もあり、また緊急通報の無料アプリも複数あるということで、実際試してみまして、大体2操作程度で事前に登録した消防、救急、警察などに通報できることが分かりました。近年では、このGPSの精度も上がっているというふうに考えておりますので、これらを利用されるケースもあるというふうに考えております。

固定電話、また携帯電話に関する住民のニーズも年々変化しているというふうに思われますので、スマートフォンやその他の手法も含めまして、緊急通報システムの在り方につきまして、今後とも調査研究してまいりたいというふうに考えております。

また、独り暮らし高齢者と関わりが深い民生児童委員の研修の題材としても提案いたしまして、この30年2月に更新して以降、30年4月に一度その研修を行ったということは聞いておりますが、その後されていないということも確認しておりますので、こういったところも研修題材の一つとして提案いたしまして、設置希望者から緊急通報システムのお問合せがあった場合につきましては、固定電話がないケースでも何らかの手段があることをお伝えしてまいりたいというふうに考えています。

また、その他の種類の回線の実績のほうでございますが、現在180件の実績がありまして、そのうちの142件につきましては更新前からの継続でございますので、従前のアナログ回線というふうに解釈しております。

それから、残りにつきましては38件でございますが、業者のほうに確認いたしましたが、光回線が数件あるというような話も聞いておりますが、実数のほうは把握できておりませんので、以上で御回答とさせていただきますと思います。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 削除しましたはいいんですが、私はいつ削除しましたかと聞きました。削除した日にちを明確にお答えください。

まちづくりビジョンには、職員の能力開発として研修事項や資格取得の推進を上げ、今後も方針として町民の意識やニーズが多様化する中で、職員が効率的、効果的に業務を遂行するための知識、スキルの習得は欠かせないものと考えており、人材育成能力向

上研修、法制外向研修などを実施していくとしています。もちろん高度な能力も求められますが、今現場で起きている矛盾や課題に立ち向かい、日々改善に尽くす姿勢が町民に寄り添う町政の在り方だと思います。

固定電話はないから設置できないと門前払いをするのではなく、設置するにはどうすべきかを考えていただきたい。

今の答弁でいろいろと行政のほうも回線を拡充したということでしたが、これらの情報は本当に届いていませんし、民生委員さんとのこういう勉強会などもなされていないという実態の中で、一つ一つの施策が本当に担当者のものになっているのか。施策に矛盾に行き詰まったり、今の状況の中で打破できないときこそ自治体職員のチャンス、能力向上やスキルアップにつながるというふうに私は考えていますし、今回の緊急通報システム以外の事例に限らず全庁の各部各課の課題の共通点もあると思います。

その点で、町長のこういうときの職員への町長としての指導といいますか、激励といいますか、ぜひお聞かせください。

○議長（吉田太郎君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず緊急通報システムについてでございますけれども、今、通信の多様化ということで、あらゆる固定電話であったり、携帯電話であったり、その他の通信システムがあるわけでございますけれども、これは緊急通報システムのみにかかわらず防災についても同じようなことが言えるんですけれども、何とか全ての方にそういった緊急通報をしていただける、またこちらから情報が発信できる、そういった方法を今なるべく安価でやれるんじゃないかというようなことで、LINEを利用したり、そういったことも今模索をしているところでございます。近々そういったことを明らかにして、皆様方の御意見もお伺いしたいというふうに思っております。

それから、職員の能力研修についてでございますけれども、とにかく行政マンは目の前の仕事をそつなくこなせばいいんじゃないかという考えに陥りがちでございます。それは私も御指摘のとおりだというふうに思っております。

次年度から一つの試みではございますけれども、組織内容も変えましたので、住民に寄り添う、または行政の講習を直接住民の方にお知らせできる、そういった形で進めていくようにということで、本予算の後でまた部課長に申し添えたところでもございます。

とにかく聞いていないという話をよくお聞きします。もちろん言ったときもあるんでしょうけれども、理解されて初めて言ったということになりますので、そういったことについても職員には重々申し添えているところでございます。新年度を控えて、ここでこういったことを言えることも一つの職員に対する訓示だと思って、本質問をありがたく頂戴したいと思います。以上です。

○議長（吉田太郎君） 高橋住民福祉部長、自席で答弁。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（高橋正人君） それでは、もう一点のホームページの削除の日でございますが、この3月5日に削除をいたしました。これにつきましては、前回私が課長であったときに次の課長のほうにしっかり引継ぎができておりませんでしたので、大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 現課長は平成30年度からですので、そうなるんですかね。

いずれにしても、やはりホームページで多くの自治体からも見えています。今回も池田町からちょっと問合せがあつて、ホームページを見たらやっぱり養老町もN T Tの固定電話だけだねということを言われましたので、そういう意味では改正したり、削除をしたり、または更新といいますか、それはとても大切な行政の仕事だということをお願いいたしまして、消防の緊急通報の住宅用火災警報器について伺います。

春に全国火災予防運動が3月1日から3月7日を期限に、「その火事を防ぐあなたに金メダル」の標語を掲げ、取り組まれました。県内では、岐阜地区、西濃地区、中濃、東濃、飛騨地区の5地区の25の消防本部及び消防協会が連名で各新聞に公告をしています。赤いのが養老町消防本部、養老郡消防協会もここに名前を連ねています。

冬から春にかけては空気が乾燥し、強い風が吹くため、火災の起きやすい季節ですと啓発しています。そんな中、25日も延焼が続いた足利市の山林火災は、まざまざと山林火災の怖さを全国に知らしめました。当町でも、期間中も現在に至るまで、山林、家屋、店舗などの火災は起きていませんが、未然に家屋、店舗などの火災を防ぐための備えも求められています。

そこで3件目に、住宅用火災警報器について質問をいたします。

町消防本部ホームページでは、御家庭に住宅用火災警報器などの設置が義務づけられましたとの見出しで、次のように町民へ啓発しています。

近年の住宅火災による死者数の急増に伴い、平成16年6月に消防法の一部が改正され、一戸建て住宅などに全国一律に住宅用火災警報器などの設置を義務づけることが規定されました。この法改正の背景には、住宅火災による死者の約90%が住宅火災による死者であることから、住宅火災による死者の過半数が65歳以上の高齢者であり、今後高齢化社会が一層進展することにより、ますます死者数が増加するおそれがあることなどが要因として上げられています。また、住宅火災による死者数の約70%が逃げ遅れにより亡くなっていることから、住宅用火災警報器を設置することにより火災の早期発見、早期避難を可能にするためです。

これが我が家の火災警報器です。

新築の住宅については2006年6月1日から、既存の住宅については2011年6月1日までに設置していただくことになります。既存住宅においては設置義務から10年が経過す

る節目の施策となっていますが、次の件での見解を求めます。

町内世帯の設置状況について。

２．初期に設置した家庭の警報器の維持管理の啓発について。

３．過去５年間ににおける家庭内火災での警報器の検知件数や未設置での被害件数について。

４．高齢者世帯への設置啓発についての対応についてです。

○議長（吉田太郎君） 坂口予防課長、自席で答弁。

○予防課長（坂口 貴君） 水谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

１点目の町内世帯の設置状況につきましては、養老町では平成18年６月から新築住宅において住宅用火災警報器（以下、住警器という）の設置が義務化となり、平成23年６月１日からは、全ての住宅に住警器の設置が義務化となりました。

一般住宅へは立ち入る権限がなく、町内の全世帯を訪問した戸別調査ではありませんが、設置率の調査を平成22年度から今年度まで毎年実施をしております。調査世帯の決定方法は無作為抽出となっておりますので、町内のスーパーマーケットでの店頭での調査などを実施しております。

設置率にありましては、平成22年度の調査では50%、23年度は65%、24年度は74%、25年度、26年度は75%、27年度、28年度は77%、29年度は80%、30年度は83%、令和元年度は80%、令和２年度は82%でありました。

平成22年度の調査では50%であったものが、現在では80%を超える設置率となっており、今後も引き続き設置率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に２点目の、初期に設置した家庭の警報器の維持管理の啓発についてであります、平成29年に広報「ようろう」におきまして取替え記事を掲載、また当消防本部ホームページでも設置啓発に加え、点検方法や取替え情報も掲載しております。

また、以降の住警器設置率の調査時や、救急法など各種訓練始動時にも、啓発活動も併せて実施をしております。今後も広報媒体等を利用するなど、引き続き周知を図ってまいります。

次に３点目の、過去５年間ににおける家庭内火災での警報器の検知件数や未設置での被害件数につきましては、過去５年間に17件の住宅火災が発生しております。そのうち住警器が設置されているものは7件、うち作動を確認しているものは5件、設置が不明または未設置は10件となっております。

住警器の本来の目的は、住宅火災において逃げ遅れによる死者の発生を防ぐことが目的であり、火災の発生を抑制するものではありませんが、町内において過去２件の奏功事例がございます。いずれも火を使っている料理中、その場を離れている間に住警器が作動し、家族が鳴動に気づき早期に対応したため、火災には至らなかった事例がございます。今後はコロナ禍でもできる有効な取組を検討し、広く町民に住警器の必要性、重

要性を積極的にPRし、住宅火災での犠牲者の減少に努めてまいりたいと存じます。

最後に、高齢者世帯への対応につきましてですが、現在のところ、本庁、消防本部においても取組はございません。近隣の市町や各消防本部に問合せをしましたところ、大垣市のみ独り暮らし高齢者を対象として、条件により住警器の取付けまでを無償で行っております。今後は高齢者世帯に対し、他の機関とも協力をしながら有効な取組を協議してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 13番 水谷久美子君。

○13番（水谷久美子君） 設置率に対しては、スーパーマーケット店頭での調査などということで、平成22年度の調査では50%だったが、令和2年度では82%との答弁でした。この設置率は、2020年12月31日現在の世帯数1万434世帯の8,556世帯が設置していることとなります。私は、正確さに欠けているように感じます。設置率は施策の最も基本とするところです。10年の節目の時期に全世帯が回答できる調査の在り方を検討していただきたいと考えます。

また、器機への補助金創設は、上限金額設定に関わらず町民への設置義務啓発推進に最も役立つ手段の一つと考えます。見解を伺います。

また、独り暮らし高齢者の警報器の設置や電池切れなどについては、各地区の消防団などと連携し、協力し、推進を進めていけないかということについて質問をしたいと思います。

答弁を聞き、私の質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 坂口予防課長、自席で答弁。

○予防課長（坂口 貴君） 再質問についてお答えをさせていただきます。

現在の調査方法や調査世帯数にありましては、国からの調査依頼に基づいた方法で調査を実施しております。今後はより正確な調査ができるよう、地元区長をはじめ、地域の消防団員や女性防火クラブ員と一体となり、調査ができないか協議をしてまいりたいと思います。

また、住警器の購入をはじめ、取替え、点検などの支援策につきまして、住民からの要望があれば、今後の財政状況を鑑み、防災、福祉の部局とも協議をしていきたいと考えております。今後は防災面だけでなく様々な取組を協議してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 以上で、13番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

これで日程第3、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 会議を閉じます。

議会最終日は明日3月19日午前9時30分より再開いたします。

本日は御苦労さまでした。

(散会時間 午後 3 時06分)

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年3月18日

議 長 吉 田 太 郎

議 員 小 寺 光 信

議 員 北 倉 義 博

